

# 「次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）」進捗状況

○少子化打破：★…H22新規事業 ☆…H22拡充事業  
 ○実P（実行プログラム2010）：新…H22新規事業 ○…前期計画以降H21以前の追加事業

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり											
(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実											
①子育てに関する相談支援体制の充実											
				1	子供家庭支援センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを全区市町村に設置する。	58区市町村（23区26市5町4村）	59区市町村（23区26市5町5村）		
				2	先駆型子供家庭支援センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	地域における児童虐待防止の取組を一層推進するため、従来型の子供家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子供家庭支援センターへの転換を促進する。	49区市町村（23区25市1町）	49区市町村（23区25市1町）		
		○		3	区市町村相談対応力強化事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	地域子育て支援拠点（センター型/子育てひろばB型）のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化を支援する。また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家によるスーパーバイスの実施を支援し、取組を促進する。	○地域子育て支援拠点事業センター型（子育てひろばB型）を中心とした地域相談体制の構築 27か所 8区市（4区4市） ○子供家庭支援センターの組織対応力強化 15区市（6区9市）	○地域子育て支援拠点事業センター型（子育てひろばB型）を中心とした地域相談体制の構築 30か所 11区市（5区6市） ○子供家庭支援センターの組織対応力強化 18区市（8区10市）		25
		○	○	4	子ども家庭総合センター（仮称）の整備	福祉保健局	総合的な子育て支援体制の確立に向け、福祉・保健・教育などが連携し、子供と家庭を総合的・専門的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置する。	建築関係法令に基づく申請・届出、工事発注・契約手続き等	建設工事に着手		
		○		5	親の子育て力向上支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。	20区市（12区8市）	23区市（13区10市）		26
				6	4152（よいこに）電話	福祉保健局	土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに対応する。	相談受件数 8,151件	相談受件数 7,714件		
				7	電話相談「母と子の健康相談室」 （小児救急相談）	福祉保健局	妊娠中の生活や育児など母子の健康相談や子供の急病等に関する電話相談を、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師が実施し、親の不安の軽減を図る。	相談受件数 30,224件	相談受件数 30,868件		
				8	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局	思春期から更年期にいたる女性を対象に、健康や不妊に関する電話相談（東京都女性のための健康ホットライン、不妊ホットライン）を実施し、女性特有の健康不安の軽減を図る。	女性のための健康ホットライン 679件 不妊ホットライン 365件	女性のための健康ホットライン 590件 不妊ホットライン 400件		
		○		9	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。	○各冊子の活用と普及啓発 母子保健研修の実施 4回 ○医療保健政策区市町村補助事業（包括補助） 22か所	○普及啓発 母子保健研修の実施 2回 ○医療保健政策区市町村補助事業（包括補助） 28か所		
				10	母子保健研修	福祉保健局	区市町村、保健所職員等を対象として専門研修を実施し、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。	年間10回実施	年間10回実施		
		○		11	アレルギー疾患対策	福祉保健局	「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」などを活用した、子供のアレルギー疾患に関する研修などを実施し、人材育成と普及啓発を推進する。	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修（年3回） 601名参加 ○アレルギー講習会（年2回） 532名参加 ○食物アレルギーシンポジウム（年1回） 513名参加 ○食物アレルギーガイドブック作成及び関係機関への配布（18,000部） 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会（年1回） 251名参加 ○アレルギー教室：都保健所7か所にて実施 753名参加	【人材育成】 ○都作成の食物アレルギーガイドブックを活用して研修を実施 ○子供のアレルギー相談実務研修（年3回） 720名参加 ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修（年2回） 546名参加（546施設） 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会（年1回） 338名参加 ○アレルギー教室：都保健所7か所にて実施 675名参加		
				12	食を通じた子供の健全育成	教育庁 福祉保健局	子供達が食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、次の取組を推進する。 ○「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に広め、食育の推進を図る。 ○幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 ○「東京都健康推進プラン21（栄養・食生活分野）推進連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子どもの健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。	○食育研究指定地区：10区市 栄養教諭を指定地区に各1名、都立学校に1名配置（21年度末現在計16名配置） ○食育研究発表会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布 ○技術支援 ・幼稚園、保育所等の職員向け講習会の開催 1回 ・親子食育教室等の開催支援 94回 ・栄養士・管理栄養士養成施設向け講習の実施 1回 ○普及啓発 ・都民に対する普及啓発等 6回	○食育研究指定地区：10区市 栄養教諭を指定地区に各1名配置（22年度末現在 計26名配置） ○食育研究発表会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布 ○技術支援 ・幼稚園、保育所等の職員向け講習会の開催 5回 ・親子食育教室等の開催支援 70回 ・栄養士・管理栄養士養成施設向け講習の実施 1回 ○普及啓発 ・都民に対する普及啓発等 2回		
				13	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。	補助交付確定額 1,679,925千円 62区市町村	交付確定額 2,026,089千円 62区市町村		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>②地域における子育て支援サービスの充実</b>											
			○	14	子育て短期支援事業（ショートステイ）	福祉保健局	子育て家庭が、ショートステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、整備に取り組む区市町村を支援する。	42区市町（18区23市1町）	45区市町（20区24市1町）		
			○	15	一時預かり事業	福祉保健局	地域の保育需要に対応するため、保育所等で児童を一時的に預かるなどにより、安心して子育てができる環境を整備する。	年間延べ利用児童数：365,638人	年間延べ利用児童数：375,958人		21
			○	16	乳児家庭全戸訪問（こんには赤ちゃん）・養育家庭訪問事業	福祉保健局	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施する区市町村の取組を支援する。	乳児家庭全戸訪問事業 48区市町村（20区22市4町2村） 養育支援訪問事業 47区市町	乳児家庭全戸訪問事業 48区市町村（20区22市4町2村） 養育支援訪問事業 49区市町		
			○	17	ファミリー・サポート・センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）	福祉保健局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。	47区市町（22区23市2町） 提供会員数：13,299人	47区市町（22区23市2町） 提供会員数：13,012人		
	新			18	子育て支援のための拠点施設整備事業	福祉保健局	地域における子育て支援の中心となる「子育て支援のための拠点施設」の整備に取り組む区市町村を支援する。また、子育て家庭に対する一時預かりを実施する施設整備への補助を拡充し、在宅で子育てをする家庭への支援を推進する。	13か所 7区市（4区3市）	1か所 1区		
<b>(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備</b>											
<b>①小児医療体制の整備</b>											
				19	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	福祉保健局	子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。	<初期救急>31区市（18区13市） <二次救急>69床（46施設）	<初期救急>32区市（18区14市） <二次救急>69床（46施設）		
	○			20	地域における小児医療研修	福祉保健局	地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修（臨床研修）」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。	地域小児医療研修（臨床研修） 19名	地域小児医療研修（臨床研修） 19名		
				21	休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助（小児）	福祉保健局	小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。	2施設	0施設		
				22	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	福祉保健局	休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。	1施設	3施設		46
				23	休日・全夜間診療事業（小児・重症対応）	福祉保健局	夜間・休日に複数の小児科医師を配置し、重症の小児救急患者を積極的に受け入れて治療にあたる小児二次救急医療機関を確保する。	3施設	3施設		46
★				24	休日・全夜間診療事業（小児）参画等支援	福祉保健局	休日・全夜間診療事業参画医療機関及び参画予定医療機関に対し、医師確保経費を補助することにより小児医療体制の強化を図る。	1施設	11施設	13	
★				25	小児救急医師確保緊急事業	福祉保健局	地域における小児医療体制の強化が必要な保健医療圏の中核的病院等での病院勤務を通じて小児救急医療の調査研究を行う意向を有する大学に「小児医療調査研究講座（仮称）」を設置する。	0大学	8大学	14	
☆	○			26	救急専門医等養成事業（小児）	福祉保健局	小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。	24名	235名	15	
★	新	○		27	こども救命センターの創設	福祉保健局	重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。こども救命センターでは、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。	—	4施設（平成22年8月27日指定、平成22年9月1日運用開始）	16	
★	新			28	小児救急医療対策協議会	福祉保健局	小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。協議会では、小児医療体制の強化に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。	—	1回開催	17	
★				29	小児医療ネットワークモデル事業	福祉保健局	医療施設間のネットワーク構築を円滑なものとし、効率的な医療連携体制を確立するため、一次から二次、二次から三次までの連携について、多摩地域を対象として、ネットワーク構築のための連携モデル事業を実施する。	—	○地域小児医療ネットワーク（初期～二次連携モデル事業） 地域の小児医療の中核となる二次救急医療施設と地域の診療所等との初期～二次の医療連携を図るため、地域の連携会議を行うほか、研修事業等を実施 ○多摩小児医療ネットワーク（二次～三次連携モデル事業） こども救命センターである都立小児総合医療センターと、地域の二次医療機関である多摩北部医療センターに情報システムを整備し、二次医療機関と三次医療機関の連携モデル事業を実施	18	

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>②周産期医療体制の整備</b>											
☆	新	○	30		周産期医療システムの整備	福祉保健局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。	NICU（新生児集中治療室）病床数 222床 （参考） 総合周産期母子医療センター 10所 地域周産期母子医療センター 11所	NICU（新生児集中治療室）病床数 264床 （参考） 総合周産期母子医療センター 11所 地域周産期母子医療センター 12所	19	
☆			31		周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。	設備整備（小児）8施設 設備整備（周産期）5施設	施設整備（小児）2施設、施設整備（周産期）1施設 設備整備（小児）11施設、設備整備（周産期）5施設 GCU施設整備1施設、GCU設備整備10施設 新生児蘇生法研修用物品3施設	20	
	新	○	32		母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。	3施設	4施設		
	新		33		周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。	平成21年8月31日から東京消防庁指令室に周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施。	継続して実施		
	○		34		周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局	周産期ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。	周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行う周産期医療ネットワークグループの構築を進め、新たに2グループを立ち上げ、計4グループで連携会議を開催した。	周産期医療ネットワークグループの構築を進め、新たに2グループを立ち上げ、計6グループで連携会議を開催した。		47
	○		35		周産期連携病院の確保	福祉保健局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を拡充することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。	2施設（計8施設）	2施設（計10施設）		
★	新		36		多摩新生児連携病院の創設	福祉保健局	区部に比べて周産期センターが少ない多摩地域において、比較的高い新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。	—	多摩新生児連携病院 1施設指定（平成22年9月1日運用開始）	21	
☆	新		37		NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援	福祉保健局	在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、都全域への取組の拡大に向けて、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について検討を行う。	NICUからの円滑な退院に必要な支援体制の検討を実施。	都立墨東病院を中心とした区東部地域におけるモデル事業を開始し、NICU入院児の親の支援、退院調整等を実施。 また、NICU退院支援体制検討会を1回開催。	22	
<b>③安心できる医療のための環境整備</b>											
<b>③-1 病院・医師等の環境整備</b>											
	○		38		地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)	福祉保健局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。	【特別貸与】 新規被貸与者 5名（順天堂大学5名） ○奨学金を受けている学生に対し、都の地域医療に関する講義（小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療）や島しょ地域における研修を実施した。 【一般貸与】 新規被貸与者 14名 ○奨学金を受けている学生に対し、島しょ地域における研修を実施した。	【特別貸与】 新規被貸与者 15名（順天堂大学10名、杏林大学5名） ○奨学金を受けている学生に対し、都の地域医療に関する講義（小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療）や島しょ地域における研修を実施した。 ○平成23年度新規被貸与者についても、「東京都地域枠入学試験」において都が関与する面接試験を実施し、被貸与者25名を決定した。 【一般貸与】 新規被貸与者 15名 ○奨学金を受けている学生に対し、島しょ地域における研修における研修を実施した。また、小児医療及び周産期医療の分野を希望している6年生を対象に、都内病院で実習を実施した。		45
			再掲		地域における小児医療研修（*NO.20参照）	福祉保健局					
			再掲		救急専門医等養成事業（小児）（*NO.26参照）	福祉保健局					
			再掲		小児救急医師確保緊急事業（*NO.25参照）	福祉保健局					
			39		産科医等確保支援事業	福祉保健局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図る。	補助実績：79施設	補助実績：104施設		
	新		40		新生児医療担当医（新生児科医）確保事業	福祉保健局	NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図る。	—	補助実績：8施設		
	○		41		医師勤務環境改善事業	福祉保健局	産科・新生児科、小児科、救急部門において地域医療を担う病院の実情に応じた、医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就職を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図る。	計21病院に対して、補助を実施した。 ○勤務環境改善事業 20病院 ○再就業支援事業 3病院 ○院内放課後支援事業 1病院 ○設備整備事業 2病院	計28病院に対して、補助を実施した。 ○勤務環境改善事業 28病院 ○再就業支援事業 4病院 ○院内放課後支援事業 1病院 ○設備整備事業 2病院		45
			42		院内保育室の充実	病院経営本部	保育定員の増員や保育年齢拡大、院内保育室の24時間化を推進する。	9病院（8施設。府中病院と神経病院は共同運営）、最大定員144人	8病院（6施設。多摩総合医療センターと神経病院、小児総合医療センターは共同運営）、最大定員150人		7

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>③-2 相談支援体制の充実</b>											
				43	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局	妊娠・子育てベビーガイド122項目、子供の事故防止・応急手当ガイド100項目について、電話（音声自動応答システム）またはファクシミリ（FAX 自動応答システム）で情報提供を実施し、親の疑問や不安の解消を図る。	音声：12,034件 ファクシミリ：2,870件	音声：9,214件 ファクシミリ：1,631件		
				44	東京都こども医療ガイド	福祉保健局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで、動くキャラクターと音声による会話形式の親しみやすい形で情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。	ホームページアクセス件数 73,464件	ホームページアクセス件数 66,805件		
				45	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。	案内件数 1,360,568件 （携帯サイト：222,747件） （ホームページ：1,112,020件） （音声自動応答サービス：25,801件）	案内件数 1,230,285件 （携帯サイト：161,105件） （ホームページ：1,046,159件） （音声自動応答サービス：23,021件）		
				再掲	電話相談「母子の健康相談室」（小児救急相談）（*NO.7参照）	福祉保健局					
				46	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部	小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の「交流の場」として、子育てに関する情報交換・相談ができる情報交流コーナーを設置し、子供家族支援部門の医療スタッフとも交流を深めることで、家族の子育て力を高めていく。	—	情報交流コーナーの運用開始に向け、既存資産を活用した環境整備や、利用方法等を検討		
				47	来院小児患者付き添い家族（児童）の一時預かり	病院経営本部	小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。	—	一日あたり平均3～4人		
☆	新			48	不妊治療費助成事業	福祉保健局	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。（1年度あたり治療1回につき上限15万円、年2回まで）	助成件数 8,351件	助成件数 10,992件	23	
				49	各種医療費助成制度（No.167 ひとり親家庭等医療費助成含む）	福祉保健局	「妊娠高血圧症候群等医療費助成」「未熟児養育医療等医療給付」「小児慢性疾患の医療費助成」を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○妊娠高血圧症候群等医療費助成（金額）1,993千円（実人員）14人 ○未熟児養育医療費助成（金額）182,091千円（実人員）776人 ○小児慢性疾患医療費助成（金額）1,783,276千円（実人員）7,942人 ○乳幼児医療費助成【市町村部のみ】（金額）3,255,530千円（対象者数）190,406人（助成件数）3,694,235件 ○義務教育就学期医療費助成【市町村部のみ】（金額）1,402,268千円（対象者数）195,070人（助成件数）2,028,642件	○妊娠高血圧症候群等医療費助成（金額）3,290千円（実人員）19人 ○未熟児養育医療費助成（金額）223,663千円（実人員）897人 ○小児慢性疾患医療費助成（金額）1,851,124千円（実人員）7,974人 ○乳幼児医療費助成【市町村部のみ】（金額）3,508,634千円（対象者数）193,454人（助成件数）3,733,393件 ○義務教育就学期医療費助成【市町村部のみ】（金額）2,355,242千円（対象者数）211,528人（助成件数）2,304,085件		

目標2 「仕事と家庭生活との両立の実現」

<b>(1) 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進</b>											
<b>① 両立支援の取組に対する支援</b>											
☆	○			50	事業所内保育施設支援事業	福祉保健局	事業所内保育施設の運営費等の補助により企業の次世代育成に関する取組を支援する。	56事業所の利用（27施設の開設）	67事業所の利用（35施設の開設）	1	5
				51	病院内保育施設の支援	福祉保健局	病院内保育施設の設置を促進し、医療従事者の継続的就労を支援する。	73施設	84施設		6
				52	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。	○とうきょう次世代育成サポート企業登録件数 1,055社 ○両立支援アドバイザー 2人配置	○とうきょう次世代育成サポート企業登録件数 809社 ○両立支援アドバイザー 2人配置		1
☆	○			53	中小企業両立支援推進助成金	産業労働局	とうきょう次世代育成サポート企業に登録した中小企業に対して両立支援策の導入等に係る経費を助成（両立支援責任者の設置、研修等の意識啓発、社内ルールづくり、育児休業取得者の代替要員等に係る経費等）する。	<社内の両立支援の整備等：助成金> 申請受付件数 ・両立支援推進責任者設置（503件） ※両立支援推進責任者への研修（596人） ・社内の意識啓発等（169件） ・社内ルールづくり（255件） <育児休業取得者の代替要員の雇用等：助成金> 申請受付件数 育児休業応援 26件	<社内の両立支援の整備等：助成金> 申請受付件数 ・両立支援推進責任者設置（509件） ※両立支援推進責任者への研修（590人） ・社内の意識啓発等（148件） ・社内ルールづくり（216件） <育児休業取得者の代替要員の雇用等：助成金> 申請受付件数 育児休業応援 49件	24	28
☆	○			54	いきいき職場推進事業	産業労働局	仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定する。 また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図る。	東京ワークライフバランス認定企業 4部門10社 ワークライフバランスフェスタ東京2010 平成22年2月9日開催	東京ワークライフバランス認定企業 4部門10社 ワークライフバランスフェスタ東京2011 平成23年2月2日開催	25	3
★	新			55	働き方の改革「東京モデル」事業	産業労働局	グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進する。	—	6プロジェクトを選定 先行4プロジェクトの支援・取組内容公表	26	

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				再掲	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (*NO.60参照)	生活文化局					4
				再掲	「東京しごとの日」の設定 (*NO.65参照)	産業労働局					
	☆	新		56	子育て・介護支援融資	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、妊娠・出産から子が20歳に達するまでの就学期間に係る子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）及び育児・介護休業期間の生活資金を低利で融資する。	-	融資件数 54件	27	
	☆	○		57	女性再就職支援事業	産業労働局	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施する。また、民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。	〈再就職サポートプログラム〉136人 〈再就職支援セミナー〉359人 〈託児室の運営〉平成19年度から継続実施 〈カウンセリング窓口・情報提供コーナー〉平成20年度から継続実施	〈再就職サポートプログラム〉12回、286人 〈再就職支援セミナー〉5回、303人 〈託児室の運営〉平成19年度から継続実施 〈カウンセリング窓口・情報提供コーナー〉平成20年度から継続実施	28	9
		○		58	育児離職者向け能力開発訓練	産業労働局	自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施する。	受講者数68人、修了45人、就職4人 ※就職は、訓練修了後3か月以内の実績	受講者数53人、修了39名、就職3名 ※就職は、訓練修了後3か月以内の実績		10
	★	新		59	保育つき職業訓練	産業労働局	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。	-	○訓練実施状況 定員46人、応募38人、入校30人 ○保育サービス利用実績 定員20人、利用者19人 【参考】 ・オフィスソフトマスター科 定員16人、応募19人、入校16人（うち保育サービス利用10人） ・OA企業会計科 定員30人、応募19人、入校14人（うち保育サービス利用9人）	10	
②普及啓発の推進											
		○		60	ワーク・ライフ・バランス推進事業	生活文化局	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	○ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの増刷 5,000部 ○Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」開設・運営 ○企業との意見交換会の開催 2回(延べ20社)	○ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの配付・活用 ○Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営 ○企業との意見交換会の開催 3回(延べ38社・団体)		4
				61	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	男女平等参画の取組を促進するため、企業・学校・地域等でリーダーとして活躍する人材を養成する講座や都民の意識・関心を高めるための講座の開催をはじめ、男女平等参画の促進に寄与する都民の自主的な活動への支援を行う。	○公開講座 1回 ○相談員養成講座 6回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 7回 ○オープンプラザ事業 2回	○相談員養成講座 6回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 7回		
				62	事業者団体との連絡会	生活文化局	事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行う。	東京経営者協会との共催シンポジウム 「今こそ取り組み！ワーク・ライフ・バランス」の開催 日時：平成21年10月2日 会場：東京ウィメンズプラザ 参加者：162名	東京経営者協会との共催シンポジウム 「働き方の多様化で企業力アップ！」の開催 日時：平成22年10月22日 会場：東京ウィメンズプラザ 参加者：158名		
				63	男女平等参画を進める会	生活文化局	男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、31団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図る。	第1回総会（平成21年12月22日） 男女平等参画のための東京都行動計画取組状況について	第1回総会（平成22年7月30日） ・男女平等参画のための東京都行動計画の取組状況について ・育児・介護休業法の改正による男女平等参画への影響についての意見交換 第2回総会（平成23年3月7日） ・東京都の平成22年度の男女平等参画施策の取組状況について ・講演「男性の育児参画の必要性～育児取得/ババの体験談と企業における取組について～」		
		○		64	子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局	行政だけでなく、多様な団体等の参画により、社会全体で子育てを支える気運を醸成し、「子育て環境日本一」を実現するため、以下のような事業を展開する。 ○子連れでの外出に役立つ情報の提供、父親を対象としたメール相談等、子育てに関する幅広い情報を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「ヘビーカーの安全利用に関するキャンペーン」等、民間事業者等と協働して子育てを支える気運の醸成に向けたキャンペーン等を実施 ○次世代育成支援に資するNPO団体の活動や企業の社会貢献活動に関する情報の積極的な発信・普及啓発	「子育て応援とうきょう会議」の構成団体である、行政、企業、NPO等が主体となって社会全体で子育てを支援する気運を高めるための事業を展開  <事業実績> ○子育て応援とうきょう会議の開催（2回）及び実行委員会の開催（6回） ○都民向けイベント「子育て応援とうきょう広場2009」の開催 ○NPO等のネットワーク形成事業、幼稚園・保育園職員合同研修の実施 ○ヘビーカーキャンペーン 第2弾 ○協働会員の募集 など	「子育て応援とうきょう会議」の構成団体である、行政、企業、NPO等が主体となって社会全体で子育てを支援する気運を高めるための事業を展開  <事業実績> ○子育て応援とうきょう会議の開催（1回）及び実行委員会の開催（2回） ○「子供未来とうきょうメッセージ2010」の開催 ○NPO等のネットワーク形成事業、幼稚園・保育園職員合同研修の実施 ○ヘビーカーキャンペーン 第3弾 ○協働会員の募集 など		51 52
	★	新		65	「東京しごとの日」の設定	産業労働局	子供たちが職場訪問や仕事見学等を実施する「東京しごとの日」を新たに設定し、社会全体でワークライフバランスを推進する機運を醸成する。	-	8月6日を「東京しごとの日」と設定し、以下の取組を実施。 ○普及啓発イベント（都民広場及び都民ホールでセミナーやイベントを実施）約5,000人集場 ○ファミリーデー 企業等51社が実施（このほか、都庁でも実施）	29	
				66	普及啓発セミナーの実施	産業労働局	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。	セミナー 100回 受講者 10,841人	セミナー 98回 受講者 10,666人		
				67	普及啓発資料の発行	産業労働局	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。	計48,000部	計48,000部		
				68	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。	【テーマ】 「企業における男女雇用管理とポジティブアクションに関する調査」 【調査項目】 （事業所調査）①従業員の雇用管理 ②ポジティブ・アクションの認識、取組等 （従業員調査）①職場の雇用管理の状況 ②企業に求めるポジティブ・アクション 等	【テーマ】 「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 （事業所調査）①育児休業取得率 ②男性の育児参加への考え等 （従業員調査）①育児休業取得希望者 ②両立支援策を推進するために必要なこと 等		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>(2) 都市型保育サービスの充実</b>											
<b>① 待機児童対策・保育サービスの拡充</b>											
			○	69	通常保育事業 (認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業など)	福祉保健局	待機児童の解消はもちろんのこと、都民の多様な保育ニーズに応えるため、区市町村が認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員などのサービスを組み合わせて行う保育サービス供給体制の整備を支援していく。 ○認可保育所 児童福祉法に定める保育に欠ける就学前児童のための保育施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 保育士などの資格を持つ保育経験者で、区市町村長が認定する者が、自宅等で提供する少人数の乳幼児(0～2歳児)保育	保育サービスの利用児童数 193,532人(平成22年4月1日現在)	保育サービスの利用児童数 202,422人(平成23年4月1日現在)		
一部★	一部新	○		70	<保育サービスの拡充> 認可保育所の設置促進	福祉保健局	○マンション等併設型保育所設置促進事業 賃借物件の内装工事費等を補助することで、小規模施設や分園の設置を促進する。 ○都有地を活用した認可保育所の設置促進 都有地を減額貸付することにより、認可保育所の設置促進や老朽化した施設の建て替えを支援する。 ○定期借地権利用による認可保育所整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の1/2を補助することで、認可保育所の設置を促進する。 ○認可保育所サービス向上支援事業 入所定員の増、年齢別定員の見直し、零歳児保育の実施等、サービスの向上に必要な施設改修経費を補助し、保育所待機児童の解消を図る。	認可保育所施設数・定員数 (H21.4.1現在) (H22.4.1現在) 1,705か所 → 1,740か所 169,184人 → 173,532人 増加施設数 35か所 増加定員数 4,348人 ○マンション等併設型保育所設置促進事業 改修費補助26件、賃借料補助22件 1,485人増(認可保育所定員4,348人増の内数) ○都有地を活用した認可保育所の設置促進 候補地の情報を随時区市町村に紹介 ○認可保育所サービス向上支援事業 0件 0人増(認可保育所定員4,348人増の内数)	認可保育所施設数・定員数 (H22.4.1現在) (H23.4.1現在) 1,740か所 → 1,800か所 173,532人 → 181,384人 増加施設数 60か所 増加定員数 7,852人 ○マンション等併設型保育所設置促進事業 改修費補助37件、賃借料補助48件 2,162人増(認可保育所定員7,852人増の内数) ○都有地を活用した認可保育所の設置促進 事業者公募 1件 候補地の情報を随時区市町村に紹介 ○認可保育所サービス向上支援事業 2件 103人増(認可保育所定員7,852人増の内数) ○定期借地権による認可保育所整備促進事業 0件	2	11 12 15
☆	一部新			71	<保育サービスの拡充> 認証保育所の設置促進	福祉保健局	大都市特性に合わせた独自の基準を持つ認証保育所の設置を促進する。 ○運営費補助単価の見直し 単価区分を10人単位に細分化し、最も高い補助単価の適用区分を定員40人までに広げることにより、定員拡大を促進する。 ○認証保育所等開設資金無利子融資事業 認証保育所等を新規開設する民間事業者に対して開設準備に係る経費の一部を無利子で貸付を行う。 ○開設準備経費補助の要件緩和 「駅前徒歩5分以内」の補助要件を緩和することにより、区市町村の必要に応じた整備を可能とし、さらなる設置促進を図る。	認証保育所施設数・定員数 (H21.4.1現在) (H22.4.1現在) 448か所 → 528か所 14,161人 → 17,307人 増加施設数 80施設 増加定員数 3,146人 ○認証保育所等開設資金無利子融資事業 貸付実績 9件(累計)	認証保育所施設数・定員数 (H22.4.1現在) (H23.4.1現在) 528か所 → 598か所 17,307人 → 19,988人 増加施設数 70施設 増加定員数 2,681人 ○認証保育所等開設資金無利子融資事業 貸付実績 10件(累計)	3	13 16
				72	<保育サービスの拡充> 認定こども園の設置促進	福祉保健局 生活文化局 教育庁	国の補助等の対象外である認定こども園の事業に対し、都独自に補助するとともに、設置促進の取組を行う区市町村を支援する。	認定こども園施設数・定員数 (H21.4.1現在) (H22.4.1現在) 33か所 → 51か所 7,751人 → 12,071人 増加施設数 18施設 増加定員数 4,320人 うち幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子と幼稚園型の保育に欠ける子(ただし、認証保育所の定員は除く)の合計定員数 (H21.4.1現在) (H22.4.1現在) 22か所 → 36か所 1,110人 → 1,836人 増加施設数 14か所 増加定員 726人	認定こども園施設数・定員数 (H22.4.1現在) (H23.4.1現在) 51か所 → 65か所 12,071人 → 15,360人 増加施設数 14施設 増加定員数 3,289人 うち幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子と幼稚園型の保育に欠ける子(ただし、認証保育所の定員は除く)の合計定員数 (H22.4.1現在) (H23.4.1現在) 36か所 → 46か所 1,836人 → 2,453人 増加施設数 10か所 増加定員 617人		17 18
☆	新			73	<保育サービスの拡充> 家庭的保育事業の拡充	福祉保健局	家庭的保育者(家庭福祉員)の休暇時に代替保育を行う仕組みの運営に係る経費を支援するとともに、補助員雇用に対する補助や複数の家庭的保育者(家庭福祉員)が同一建物内で保育を行うモデル事業を実施する。	303人増 1,856人(H21.4.1現在)→2,159人(H22.4.1現在)	296人増 2,159人(H22.4.1現在)→2,455人(H23.4.1現在)	4	14
☆	○			74	待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局	待機児童解消に向けた区市町村の取組を柔軟に支援する補助制度により定員拡充につながる取組を支援する。	34区市町(20区13市1町) 決算額: 1,793,963千円	40区市町(22区16市2町) 決算額: 4,595,585千円	5	
★	新	○		75	定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局	認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を創設する。	—	年間延べ利用児童数: 14,762人 ○定期利用保育事業: 4,440人 ○特定保育事業: 10,322人	11	
				76	子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉保健局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策全体の向上を図る。	58区市町村(23区26市5町4村) (交付決定額) ○先駆的事业: 12件、65,534千円 ○選択事業(サービスの充実): 498件、1,370,405千円 ○選択事業(基盤の整備): 640件、2,086,452千円 ○一般事業: 123件、638,060千円 合計 1,273件 4,160,451千円	59区市町村(23区26市5町5村) (交付決定額) ○先駆的事业: 5件、9,248千円 ○選択事業(サービスの充実): 488件、1,553,820千円 ○選択事業(基盤の整備): 507件、1,791,785千円 ○一般事業: 115件、586,856千円 合計 1,115件 3,941,709千円		
<b>② ニーズに応じた様々な保育サービスの提供</b>											
				再掲	定期利用保育事業(*NO.75参照) ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局					
			○	77	夜間保育事業	福祉保健局	保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時まで)のニーズに対応するため、夜間保育に取り組み区市町村を支援する。	55か所 延長保育事業(午後10時までの開所) 32か所 夜間保育所 2か所 トワイライトステイ事業 21か所	58か所 延長保育事業(午後10時までの開所) 33か所 夜間保育所 2か所 トワイライトステイ事業 23か所		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
			○	78	延長保育事業	福祉保健局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援し、延長保育の充実を図る。	延長保育実施率：81.4% (うち2時間以上延長：19.2%) *島しょ部を除く	延長保育実施率：83.2% (うち2時間以上延長：20.2%) *島しょ部を除く		
			○	79	休日保育事業	福祉保健局	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等(以下「休日等」という。)においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められているため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。	52か所	58か所		
		○	○	80	病児・病後児保育事業の充実	福祉保健局	○病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援し、病後児保育を充実する。 ○病児・病後児ケア相談支援事業により、質の向上を推進する。〈包括補助〉 ○病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育のネットワークの構築を支援する。〈包括補助〉	93か所	103か所		19 20
				再掲	事業所内保育施設支援事業 (*NO.50参照)	福祉保健局					
				再掲	病院内保育施設の支援 (*NO.51参照)	福祉保健局					
★	新	○		81	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局	○就業などにより、保護者が風聞のない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していく。 ○都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上をはかる。	登録児童数 84,095人(平成22年5月1日現在)	登録児童数 84,627人(平成23年5月1日現在)	12	
				82	学童クラブの設置促進	福祉保健局	既存施設を活用して、学童クラブ事業のための改修を行う事業者に対する補助、施設を新規に設置して、学童クラブ事業を行う事業者に対する補助を実施することで、設置を促進する。	1,565か所 ・余裕教室等を活用した学童クラブの整備 33か所	1,701か所(平成23年5月1日現在) ・余裕教室等を活用した学童クラブの整備 41か所		24
				再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (*NO.76参照)	福祉保健局					
				再掲	子育て支援のための拠点施設整備事業 (*NO.18参照)	福祉保健局					
③保育サービスの質の向上											
		○		83	認証保育所等運営指導・研修事業	福祉保健局	認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所施設長研修、家庭福祉員研修等を実施し、保育の質の向上を図る。	運営指導 50か所 研修事業 研修者 施設長研修 152名	運営指導 68か所 研修事業 研修者 ○施設長研修 257名 ○中堅研修 312名		
☆	○			84	保育人材確保事業	福祉保健局	離職保育士等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施することにより、保育人材の確保を図る。	○年4回実施(世田谷区・八王子市・町田市・足立区) 研修会等参加者数 457名 ○コーディネーター2名配置	○年5回実施(立川市・板橋区・府中市・江東区・新宿区) 研修会等参加者数 682名 ○コーディネーター2名配置	6	
目標3 次世代を担う子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり											
(1) 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備											
				85	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局	子供達が舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 3,239人 アウトリーチ 延べ18回、793人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月、3月) 5,738人 アウトリーチ 延べ72回 3,787人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(2月) 821人 アウトリーチ 延べ6回 130人	○オーケストラ メイン公演は東日本大震災のため中止(3月) アウトリーチ 延べ13回、1,100人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(1月、2月、3月) 4,927人 アウトリーチ 延べ70回 4,262人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(3月) 760人 アウトリーチ 延べ5回 64人		
		○		86	芸術文化を通じた子供達の育成	生活文化局	東京文化発信プロジェクトの一環として、子供達に、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。	ワークショップ参加者数 1,728人 鑑賞者数等 11,581人	ワークショップ参加者数 1,086人 鑑賞者数等 4,493人		
				87	「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁	郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。 ○平成19年度から都立高校について、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定 ○都立学校の学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」開設校の支援及び拡大 ○小・中学校の指導資料の作成及びモデル地域による教材等の開発 ○指導者養成研修の実施 ○日本の伝統・文化理解教育実践発表会の開催	○日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域事業(平成19~21年度) 6モデル地域(区市) ○各区市町村における小・中学校の実践事例を収集し、小・中学校の全教員を対象に事例集を配布 ○21年度で終了する推進モデル地域事業の研究成果を実践発表会等を通じて全都へ普及・啓発 ○東京オリンピック開催に向け、自国の伝統・文化の理解を基に他国の人々との文化交流を目指す新たな研究指定校事業の推進 ○学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」開設校の拡大 46校48課程	○6モデル地域(区市)から小・中学校の実践事例を収集し、『小・中学校「日本の伝統・文化」指導書』を作成し、公立小・中学校へ配布した。 ○学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」を開設する都立学校10校を「世界に発信する日本の伝統・文化理解教育推進校」に指定した。		
		○	○	88	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	スポーツ振興局	子供から大人まで、幅広い世代の市民が生涯にわたって運動に親しむ機会を拡大するため、世代を超えて参加できる地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。	32区市町村 79クラブ (17区：44クラブ、13市：33クラブ、1町：1クラブ、1村：1クラブ)	38区市町村 88クラブ (19区：48クラブ、15市：36クラブ、2町：2クラブ、2村：2クラブ)		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
		新	○	89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、1校1取組運動の全校実施や子供の生活習慣や運動習慣を改善していくモデル事業、小学校における放課後の活用モデル事業等の実施、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。	○子供の体力向上推進本部会議の実施…年3回 ○東京都児童・生徒の体力テスト調査の実施…小学校54校(20,630人)、中学校56校(19,791人)、高等学校29校(18,140人)における抽出調査の実施、調査報告書の作成・配布 ○校庭芝生化に関する調査研究の実施 ○第1回中学生「東京駅伝」大会の実施…平成22年3月21日実施 51区市町より約2,000人の選手の参加	○子供の体力向上推進本部会議…設置及び年3回実施 ○東京都児童・生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査の実施…小学校832校(56,125人)、中学校387校(41,922人)、実施報告書の作成・配布 ○モデル校における実践研究…小学校12校を指定、実践研究報告書を都内全小学校、全区市町村教育委員会に配布 ○「一校一取組」運動の実施…平成22年11月現在、幼稚園約8割、小学校約9割、中学校約7割、高等学校約4割、特別支援学校約8割で実施 ○校庭芝生化に関する諸効果研究の実施…対象 全区市町村、公立学校2,394校		
		新		90	スポーツ教育の推進	教育庁	スポーツ教育推進校の指定を拡大し、体力向上や体育授業の充実を図る。また、スポーツの理解啓発やアスリートの学校派遣を実施し、スポーツ教育の推進を図る。	○スポーツ教育推進校の指定…公立の小学校140校、中学校40校、高等学校15校、特別支援学校5校 計200校 ○アスリートの学校への招待…公立の小学校6校、中学校4校、高等学校1校、特別支援学校1校 計12校 ○アスリートによる「部活動指導」…都立高等学校4校 ○スポーツ教育推進のための補助教材の作成・配布…公立の小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年、特別支援学校小学部第5学年・中学部第1学年、高等部第1学年)の全児童・生徒に配布	○スポーツ教育推進校の指定…公立の小学校210校、中学校60校、高等学校23校、特別支援学校7校 計300校 ○アスリートによる「一日校長先生」…公立の小学校12校、中学校4校、高等学校3校、特別支援学校1校 計20校 ○アスリートによる「部活動指導」…都立高等学校6校 ○スポーツ教育推進のための補助教材の作成・配布…公立の小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年、特別支援学校小学部第5学年・中学部第1学年、高等部第1学年)の全児童・生徒に配布		
				91	東京都学校体育実技指導者講習会の実施	教育庁	教員の体育実技の指導力の向上を図るため、講習会を行う。	文部科学省主催の中央講習会を受け、10種目の運動領域について、指導方法に関する講習会を実施した。	文部科学省主催の中央講習会を受け、11種目の運動領域等について、指導方法に関する講習会を実施した。		
		○		92	小学校との連携性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁	幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」と、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」を開発・提供することで、幼稚園及び保育所における質の高い幼児教育を推進する。	○就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の方策を明らかにした「全体計画」と、全体計画に示された取組内容の「実施計画」をまとめた就学前教育プログラムを開発して指導資料を作成し、配布するとともに説明会を実施した。 ○文京区と北区をモデル地域として指定し、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムを活用した実践的な取組を進め、その成果について1年次リーフレットにまとめ配布した。 ○就学前教育開発委員会において「就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための指導の充実」を主題として研究開発を行い、保育所、幼稚園及び小学校で活用できる指導資料を作成・配布するとともに説明会を実施した。	○小学校教育との接続を踏まえて、乳幼児期の子供に生きる力の基礎を培うために、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにした保育・教育課程と具体的な指導例を示した「就学前教育カリキュラム」を作成・配布した。 ○文京区と北区をモデル地域として指定し、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムを活用した実践的な取組を進め、その成果について2年次リーフレットにまとめ配布した。 ○就学前教育開発委員会を設置し、「就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための指導の充実」を主題として研究開発を行い、保育所、幼稚園及び小学校で活用できる指導資料を作成・配布するとともに説明会を実施した。		
				93	小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配	教育庁	○入学直後(小1、小2、中1)の学年において、児童・生徒数による一定の規模を満たす場合に学校に教員を配置し、児童・生徒が学力を身に付ける上での基盤を構築する。 ○加配教員の活用方法は、学級規模の縮小、ティームティーチングなどを想定しており、1学級40人という学級編制基準は変更なし。	—	【教員加配の算定基準】 小1・中1:39人 【小学校第1学年】 <学級規模縮小>45学級 <学級規模縮小以外>8学級 <対象学級数合計>53学級 加配教員 53人 【中学校第1学年】 <学級規模縮小>25学級 <学級規模縮小以外>15学級 <対象学級数合計>40学級 加配教員52人 ※平成22年4月7日の在籍状況による		
		新		94	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○小学4年及び中学1年で、「基礎的・基本的な事項に関する調査」を抽出校及び希望校を対象に実施し、その結果を分析した報告書を各学校に配布する。 ○小学5年及び中学2年で読み解く力に関する調査を悉皆で実施する。 ○調査の結果分析及び新学習指導要領を踏まえて現行の「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」を改訂し、教員に配布する。 ○東京ミニマムを活用した実践事例を作成し、教員に配布する。 ○東京ミニマムの趣旨等を紹介するリーフレットを作成し家庭に配布する。 ○「確かな学力向上実践研究推進校」を設置し、授業公開や研究協議会等を通じて全都の学校の授業改善に役立てる。 ○指導主事による「特別訪問」を各学校の求めに応じて実施し、授業改善推進プランに基づく授業改善の取組について具体的に指導・助言を行う。	○「児童・生徒の学力向上を図るための調査『基礎的・基本的な事項に関する調査』」小4年、中1年(抽出・希望調査) ・実施学校数、対象児童・生徒数: 都内公立小学校 558校、37,597名、都内公立中学校 228校、32,788名 ○「確かな学力向上実践研究推進校」 ○改訂版「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」の作成・配布及び説明会の開催 ○東京ミニマム保護者向けパンフレットの作成・配布	○「児童・生徒の学力向上を図るための調査『基礎的・基本的な事項内観する調査』・『読み解く力に関する調査』」小4年、中1年(抽出・希望調査)・小5年、中2年(全数調査) ・都内公立小学校 小4年 675校 45,494名 小5年 1,309校、91,375名 ・都内公立中学校 中1年 352校、40,262名 中2年 629校、71,069名 ○「確かな学力向上実践研究推進校」 ○改訂版「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」説明会の開催 ○東京ミニマム保護者向けパンフレットの作成・配布		
	★	新		95	公立学校の補習の充実	教育庁	外部指導者の活用により、小・中学校及び都立高校における土曜日の補習の一層の充実を図るため、次の取組を実施する。 ○外部指導者の報償費を予算化して実施する区市町村、既に予算措置をしている区市町村における新規実施校を対象にした報償費の半額補助 ○新たに講習(補習)を実施する全日制普通科高校を対象にした外部指導者の報償費の全額支給	—	○外部指導者の報償費半額補助 小学校9校、中学校14校 ○外部指導者の報償費全額支給 50校の予算措置に対し、38校で活用	32	
				96	道徳授業地区公開講座の実施	教育庁	公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。	○1,966校(都内の全ての公立小・中学校及び中等教育学校に特別支援学校を含む)実施 ○公開授業参観者数 406,100人	○1,971校(都内の全ての公立小・中学校及び中等教育学校に特別支援学校を含む) ○公開授業参観者数 436,202人		
				97	生活指導担当指導主事連絡会	教育庁	東京都教育委員会及び各区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事が一体となって、当面する生活指導上の課題について協議し、児童・生徒を健全に育成する取組を推進する。	年5回実施(第1回4月27日・第2回6月26日・第3回9月11日・第4回11月20日・第5回2月16日) (内容) ①東京都の健全育成の状況 ②警視庁からの情報提供 ③先進的な健全育成の報告 ④緊急対応力の研修・協議 ⑤スクールカウンセラー活用事業等の事業説明 ⑥いじめ防止対策の取組報告 ⑦教育相談センターからの情報提供 ⑧青少年治安対策部からの情報提供	年5回実施(第1回4月26日・第2回6月25日・第3回9月10日・第4回11月19日・第5回2月15日) (内容) ①東京都の健全育成の状況 ②警視庁からの情報提供 ③先進的な健全育成の報告 ④生命にかかわる重大事故への緊急対応力の研修・協議 ⑤スクールカウンセラー活用事業等の事業説明 ⑥関係機関と連携した対応の取組報告 ⑦教育相談センターからの情報提供 ⑧青少年治安対策部からの情報提供		
				98	スクールサポーター制度	警視庁	児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。	○学校訪問 (公立)39,583回(私立)4,767回 ○各種非行防止活動 31,974回 ○児童生徒の安全確保対策 42,569回 ○非行防止教室等の実施 4,042回 ○環境浄化活動 6,462回 ○相談警戒等その他活動 12,345回	○学校訪問 (公立)33,145回(私立)4,853回 ○各種非行防止活動 33,533回 ○児童生徒の安全確保対策 44,035回 ○非行防止教室等の実施 4,317回 ○環境浄化活動 6,853回 ○相談警戒等その他活動 8,137回		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				99	未来を拓く体験発表会	教育庁	各学校における体験活動の一層の充実を図るため、学校における児童・生徒の体験活動の実践発表や、豊かな体験活動の重要性などについての講演を実施する。	平成21年10月17日実施。参加者250名 【発表校】 ○港区立港陽小学校（環境保全活動）「海辺の環境学習」 ○立川市立若葉小学校（奉仕活動）「地域を結ぶゴミ出し奉仕活動～できることをコツコツと～」 ○昭島市立拝島第一小学校（伝統文化）「地域ではくむ伝統・文化～拝島の音、拝島の舞～」 ○杉並区立高円寺中学校（伝統文化）「高円寺の心と伝統を学ぶ阿波踊り」 ○東大和市立第三中学校（自然体験活動）「姉妹都市山都町（福島県）での農業・農家宿泊体験」 ○都立足立東高等学校（奉仕活動）「たくさんのOを広げよう～ボランティア部の実践～」 ○都立多摩工業高等学校（環境保全活動）「エコアクション21に取り組んで」 ○都立中央ろう学校（手話による狂言）「じゃばん～手話狂言～奥山伏と日本の歌」 ○運営等による参加校 都立上水高等学校（司会）、都立工芸高等学校（ポスター製作） 【講演】子供たちへのメッセージ シャイアンツアカデミーヘッドコーチ 倉俣 徹 氏	平成22年10月30日実施。参加者289名 【発表校】 ○目黒区立中根小学校（未来に輝け 林業体験） ○多摩市立瓜生小学校（響け「和太鼓」どこまでも） ○新宿区立四谷中学校（地域とともに行うボランティア活動） ○あきる野市立五日市中学校（日本の伝統文化「箏」の調べ） ○都立小石川中等教育学校（読書で広げる知の世界～小石川教養主義にはぐくまれて～） ○都立大島高等学校（大島活性化プロジェクト 食材開発・英語版観光ガイド） ○都立七生特別支援学校（地域の環境を守る美化活動） 【講演会】子供たちへのメッセージ 劇団四季 総合プロデューサー 田中 浩一 氏		
				100	親子ふれあい教室	教育庁	感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。	夏（平成21年7月18日開催）：312組申込み/265名参加 秋（平成21年10月31日開催）：409組申込み/234名参加	平成22年11月13日開催：245組申込み/260名参加		
				101	ボランティアの日の設定と取組の充実	教育庁	社会生活における役割や責任感を培い、豊かな人間性や社会性等を育成するため、すべての都立高等学校が「ボランティアの日」を設定（平成15年度）し、生徒のボランティア活動の充実を図る。	平成21年11月1日（日曜日）から8日（日曜日）までの期間に、すべての都立高校が「ボランティアの日」を設定し、ボランティア活動等を推進した。	継続して実施		
				102	奉仕体験活動の必修化	教育庁	生徒が、奉仕体験を通して、他人に共感し社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、平成19年度に都立高校全校で、奉仕体験活動を必修としている。	○奉仕体験活動検討委員会の開催（全3回） ○奉仕体験活動フォーラムの開催（平成21年11月、369名参加） ○「奉仕」指導書のCD-ROM化、指導事例集の作成及びCD-ROM化（各都立高等学校各課程及び中等教育学校に配布） ○副校長対象の「奉仕」実践報告会を開催（平成21年10月） ○高等学校教育開発委員会教科「奉仕」部会の開催（全10回）	奉仕体験活動フォーラムの開催（平成22年12月、356名参加）		
				103	トライ&チャレンジふれあい月間の実施	教育庁	児童・生徒が多様な人間関係の在り方を学び、社会の一員としての自覚を高めるために、6月及び11月を「ふれあい月間」とし、子供主体の奉仕活動・体験活動の推進を図っている。	都内公立幼稚園、小・中学校及び都立特別支援学校全校が実施	都内公立幼稚園、小・中学校及び都立特別支援学校全校が実施		
				104	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局	ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催	○思春期・青年期専門相談（家族講座等） ○思春期・青年期ケア（ユースプロジェクト等） ○各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○研修の実施 ○都教職員研修センター主催研修への協力 ○リーフレットの作成・配布等	○思春期・青年期専門相談（家族講座等） ○思春期・青年期ケア（ユースプロジェクト等） ○各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○研修の実施 ○都教職員研修センター主催研修への協力 ○リーフレットの作成・配布等		
				105	HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施	福祉保健局	都民のHIV/エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配付 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を適年設置（原則無休） ○繁華街で若者を対象としたイベントを開催 2 相談・検査 ○東京都エイズ電話相談（平日午前9時から午後9時まで、土・日・祝日午後2時から午後5時まで） ○都保健所における相談・検査（3保健所毎週1回・希望者に対して性感染症検査を同時に実施） ○東京都南新宿検査・相談室（平日午後3時から午後8時まで、土・日午後1時から午後5時まで） ○東京都多摩地域検査・相談室（即日（迅速）検査 毎週土曜 午前10時から午後5時まで、21年6月から午前中は予約制）	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配付 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を設置 ○繁華街で10歳代から30歳代の若者を対象としたイベントを開催 2 相談・検査 ○東京都エイズ電話相談（平日午前9時から午後9時まで、土・日・祝日午後2時から午後5時まで） ○都保健所における相談・検査（3保健所毎週1回・希望者に対して性感染症検査を同時に実施） ○東京都南新宿検査・相談室（平日午後3時から午後8時まで、土・日午後1時から午後5時まで） ○東京都多摩地域検査・相談室（即日（迅速）検査 毎週土曜 午前10時から午後5時まで・午前中は予約制）		
				106	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁	都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの活用	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの活用		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				107	薬物乱用防止対策	福祉保健局	<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。</p> <p>○薬物乱用防止教室・薬物乱用防止ポスター、標語の募集 ○薬物乱用防止高校生会議・啓発パンフレット、リーフレット等の整備 ○有職少年、無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ○薬物乱用防止活動率先校の公表</p>	<p>○薬物乱用防止ポスター・標語の募集 応募数（ポスター）6,942点（標語）24,804点 ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校（都立豊多摩高校、都立杉並総合高校）が参加。活動の成果としてリーフレットを170,000部作成し、都内高校1年生に配布。 ○啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ！薬物乱用」中学生から一般都民用 100,000部（増刷） 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」小学校高学年から中学生用80,000部（表紙の更新・増刷） ○有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 自動車教習所（51か所）、カラオケボックス（460か所）ポスター掲示依頼 クラブ（52か所）新たなデザインでの啓発資材の作成及び啓発の協力依頼 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 26校、標語の部 37校、高校生会議参加校 2校</p>	<p>○薬物乱用防止ポスター・標語の募集 応募数（ポスター）7,836点（標語）29,059点 ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校（都立墨田川高校、都立本所高校）が参加。活動の成果としてリーフレットを170,000部作成し、都内高校1年生に配布。 ○啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ！薬物乱用」中学生から一般都民用 100,000部（内容の更新・増刷） 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」小学校高学年から中学生用100,000部（表紙の更新・増刷） 「海外旅行をするみなさんへ」渡航者用 35,000部（内容の更新・増刷） ○有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 自動車教習所（50か所）、カラオケボックス（550か所）ポスター掲示依頼 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 32校、標語の部 45校、高校生会議参加校 2校 ○啓発用DVDの作成・活用 「No!Drug人生の別れ道」1,500部 都内の大学・短大・高校等に配布</p>		
				108	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁	<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。</p> <p>○中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 ○小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募</p>	<p>○中学生用リーフレットの増刷及び配布 124,000部 （配布先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 ○都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。 応募総数 2016点 （内訳）小学生の部 639点、中学生の部 1255点、高校生の部 122点</p> <p>○全都立学校において敷地内全面禁煙を実施（平成17年度から） ○区市町村立学校の割合が全都平均で小学校6.9%、中学校5.5%となった。 ○喫煙防止リーフレットを福祉保健局と共同発行し、全中学1年生に配布した。</p>	<p>○中学生用リーフレットの増刷及び配布 140,000部 （配布先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 ○都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。 応募総数 2479点 （内訳）小学生の部 666点、中学生の部 1576点、高校生の部 237点</p> <p>○全都立学校において敷地内全面禁煙を実施（平成17年度から） ○区市町村立学校の割合が全都平均で小学校7.3%、中学校5.7%となった。 ○喫煙防止リーフレットを福祉保健局と共同発行し、全中学1年生に配布した。</p>		
				再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業（*NO.8参照）	福祉保健局					
				109	放課後子どもプラン（放課後子供教室）	教育庁	<p>全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p>	<p>48区市町（22区22市4町） 883教室で実施</p>	<p>50区市町（22区23市5町） 958教室で実施</p>		23
				110	児童館等整備費補助	福祉保健局	<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。</p>	<p>○児童館（創設）4施設（改築）4施設（大規模修繕）8施設 ○学童クラブ（創設）25施設</p>	<p>○児童館（創設）5施設（改築）7施設（大規模修繕）5施設 ○学童クラブ（創設）16施設</p>		
	○			111	早期からの「しつけ」の後押し事業	青少年・治安対策本部	<p>親が子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識をはぐくんでいけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。</p>	<p>開催回数 135回 受講者 3,614人</p>	<p>開催回数 162回 受講者 4,766人</p>		
	○			112	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。</p>	<p>○地域における乳幼児期と親の社会的つながりを促す試行的取組（3地区）、プログラム事例集の発行 ○地域における家庭教育支援の「担い手」養成のカリキュラム開発、養成研修（4回） ○保護者向け資料の作成・配布 33万5千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万3千部 ○オリジナルウェブサイトの継続運営、携帯サイトの敷設</p>	<p>○地域における家庭教育支援の「担い手」養成研修の実施（全都研修1回、地区別研修3か所） ○保護者向け資料の作成・配布 22万5千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万7千部 ○研修教材（2種）の作成・配布 各900部 ○オリジナルウェブサイト、携帯サイトの継続運営</p>		27
				113	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	<p>地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。</p>	<p>○教育支援コーディネーターの養成、研修 「学校支援ボランティア推進協議会」を全都に広げることを目指し、本事業の中核的役割を担う教育支援コーディネーターの養成及び研修に取り組み。（8区市で実施） ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（平成22年3月末現在 295団体）</p>	<p>○教育支援コーディネーターの養成、研修 「学校支援ボランティア推進協議会」を全都に広げることを目指し、本事業の中核的役割を担う教育支援コーディネーターの養成及び研修に取り組み。（8区市で実施） ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（平成23年3月末現在 317団体）</p>		
	○			114	地域教育活動を担う教育サポーターの養成	教育庁	<p>これからの学校教育は、学校と地域との連携を強化し、地域総ぐるみで学校を支え、教育活動を活性化させていくことが重要であるため、団塊の世代をはじめとする地域住民を、教育サポーターとして養成し、教育活動の支援者として活用していく仕組みづくりを進めていく。</p>	<p>養成実績 ①職業理解 15名 ②福祉 20名 ③ニート・フリーター対策 40名 ④国際理解 42名 合計 117名</p>	<p>養成実績 ①職業理解 11名 ②福祉 18名 ③ニート・フリーター対策 12名 ④国際理解 24名 合計 65名</p>		
				115	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	<p>都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。</p>	<p>○普及啓発用標語・ポスターの募集、普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベント、フォーラム等の開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施</p>	<p>○普及啓発用標語・ポスターの募集、普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベントの開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施</p>		
				再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>（*NO.1参照）	福祉保健局					
				再掲	先願型子供家庭支援センター事業<包括補助>（*NO.2参照）	福祉保健局					
				再掲	子育て・介護支援融資（*NO.56参照）	産業労働局					
				再掲	安心して自由な子供の遊び場の整備（*NO.219参照）	建設局					

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				116	私立幼稚園に係る助成	生活文化局	<p>○私立幼稚園経常費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校法人立（学校法人化志向園を含む）以外の私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実を資するため、私立幼稚園及び幼稚園類の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 475園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 341園</p> <p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 545園</p> <p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,127,586人（93,966人/月）</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 493園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 320園</p> <p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 562園</p> <p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,196,460人（99,705人/月）</p>		
				117	私立学校助成	生活文化局	<p>○私立学校経常費補助等 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する等を行う。あわせて、社会のニーズに応じた私立学校の取組を促進する。</p> <p>○私立高等学校等特別奨学金補助等 私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にするため、東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業の経費を補助する等を行う。</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 475園</p> <p>○私立小学校経常費補助 53校</p> <p>○私立中学校経常費補助 181校</p> <p>○私立高等学校経常費補助 237校</p> <p>○私立特別支援学校等経常費補助 112校</p> <p>○私立通信制高等学校経常費補助 9校</p> <p>○私立高等学校等特別奨学金補助 33,275人 等</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 493園</p> <p>○私立小学校経常費補助 53校</p> <p>○私立中学校経常費補助 183校</p> <p>○私立高等学校経常費補助 237校</p> <p>○私立特別支援学校等経常費補助 126校</p> <p>○私立通信制高等学校経常費補助 9校</p> <p>○私立高等学校等特別奨学金補助 40,937人 等</p>		
<b>(2) 次代を担う人づくりの推進</b>											
	☆	新		118	中学生の職場体験	<p>青少年・治安対策本部</p> <p>教育庁</p>	<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校等における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促す。</p>	<p>都内全公立中学校数 627校 参加学校数 623校（参加率 99%） 参加生徒数 74,310人 （参加校内訳 5日以上実施 246校、3～4日実施 256校、1～2日実施 121校）</p> <p>○中学生職場体験を延べ623校で実施した。 ○都においても本庁舎及び事業所において、中学生の受入を行った。 ○5月「中学生の職場体験都庁内推進会議」、6月「中学生の職場体験推進協議会」を開催した。 ○産業団体や事業所に対して受入協力を依頼するとともに、区市町村教育委員会を通じて各学校に「協力産業団体と受入事業所一覧」を配布し、情報提供を行った。 ○区市町村教育委員会を通じて各学校に「都庁関連受入協力職場一覧」を配布し、情報提供を行った。 ○小学校におけるキャリア教育の先進事例をキャリア教育担当指導主事連絡協議会において紹介した。 ○平成22年1月、「わく(Work)わく(Work)Week Tokyo（中学生の職場体験）体験発表会」を開催した。</p>	<p>都内全公立中学校数 635校（中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む） 参加学校数 625校（参加率 98%） 参加生徒数 77,527人 （参加校内訳 5日以上実施 253校、3～4日実施 259校、1～2日実施 113校）</p> <p>○中学生職場体験を延べ625校で実施した。 ○平成22年5月28日に開催したキャリア教育担当指導主事連絡協議会にて、職場体験活動を実施する際の指導上の課題について助言した。 ○平成22年5月に都庁関連受入職場一覧、協力産業団体等一覧を作成し、区市町村教育委員会を通じて都内すべての中学校へ配布した。 ○平成22年6月2日に、「第1回わく(Work)わく(Work)Week Tokyo（中学生の職場体験）推進協議会」を開催した。 ○平成23年1月22日に、「第2回わく(Work)わく(Work)Week Tokyo中学生の職場体験）推進協議会」を開催し、体験発表会及び演習を実施した。</p>	7	
	★	新		119	首都大学生のインターンシップ	総務局	<p>首都大学東京では、都や区、市、企業等の現場での実習を通して社会を知り、社会で働くことは何かを学ばせるため、主として学部1、2年生を対象に、教養教育の一環として「現場体験型インターンシップ」を実施している。</p>	<p>都市教養プログラムの実験・体験型科目として、大学生の早い時期に実施する「現場体験型インターンシップ」のほか、就職前の就業体験として、高学年で実施する専門教育科目としての「インターンシップ」を実施。</p> <p>現場体験型インターンシップ 実習先：338か所、履修登録者数：545名 専門教育科目インターンシップ 官公庁：26名 他</p>	<p>都市教養プログラムの実験・体験型科目として、大学生の早い時期に実施する「現場体験型インターンシップ」のほか、就職前の就業体験として、高学年で実施する専門教育科目としての「インターンシップ」を実施。</p> <p>現場体験型インターンシップ 実習先：308か所、実習先確保数：700名分、履修登録者数：617名 専門教育科目インターンシップ 官公庁：23名 他</p>	8	
				120	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	<p>生徒の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。</p>	<p>○都立高校キャリア教育実践連絡協議会（12月、東京都教職員研修センターにおいて実施） ○キャリア教育推進 ・キャリア教育推進フォーラムの実施（平成21年度終了） ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画（全体計画）の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの実施（インターンシップ：都立高校151課程（60.4%）で実施、7,867人が参加 国際ロータリーとの連携によるインターンシップ：都立高校14校、878人が参加）</p>	<p>○キャリア教育推進者連絡協議会（10月、東京都教職員研修センターにおいて実施） ○キャリア教育推進 ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画（全体計画）の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの実施（インターンシップ：都立高校142課程（60.2%）で実施、9,535人が参加 国際ロータリーとの連携によるインターンシップ：都立高校14校、665人が参加）</p>		
	☆	○	○	121	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協同して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。</p>	<p>○保育体験活動の実施校 全日課程：122校/180校 67.7% 定時制・通信制課程：10校/58校 17.2% ○保育体験活動の生徒数 全日課程：13,903人 定時制・通信制課程：786人 子育て理解教育を推進するため、「子育て理解教育検討委員会」を設置し、平成21年度5月に第2回、8月に第3回、10月に第4回子育て理解検討委員会を開催した。平成22年2月に全都立高校にブックレットを配布した。</p>	<p>○保育体験活動の実施校 全日課程：117校/180校 65% 定時制通信制課程：11校/58校 19% ○保育体験活動の生徒数 全日課程：13,014人、定時制・通信制課程：675人 教育研究員「家庭部会」において、保育体験活動に向けてゲストティーチャーを招き、子育ての現状と課題について理解を深める授業研究に取り組んだ。</p>	9	

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
		○		122	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部	ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談と電話相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。	○電話相談 新規登録者数 1,001人（相談件数 2,858件） ○インターネットメール相談 新規登録者数 423人（相談件数 1,183件） ○携帯メール相談 新規登録者数 147人（相談件数 445件）	○電話相談 新規登録者数 1,183人（相談件数 3,296件） ○インターネットメール相談 新規登録者数 421人（相談件数 1,090件） ○携帯メール相談 新規登録者数 217人（相談件数 491件）		
		○		123	ひきこもり等防止対策事業	青少年・治安対策本部	区市町村と連携して各地域においてネットワークを構築し、ひきこもりに陥る可能性のある者に対して個人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、地域支援者への講習会を実施するなど、地域における支援を推進する。	○ひきこもりセーフティネットモデル事業の実施 4区市 ○地域支援者向け講習会の実施 1回	○ひきこもりセーフティネットモデル事業の実施 4区市 ○地域支援者向け講習会の実施 1回		
		○		124	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・治安対策本部	就労でのつまづきや人間関係の悩み、漠然とした不安・孤独などを感じている、主に18歳以上の若者を対象とした相談事業を実施する。	○電話相談（平成21年7月31日～） 相談件数 3,563件 ○メール相談（平成21年11月27日～） 相談件数 420件	○電話相談 相談件数 6,749件 ○メール相談 相談件数 1,151件		
		○		125	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部	非行少年の立ち直りを支援するため、就学、就労、生活自立に関する相談対応や居場所の提供を行う立ち直り支援センター「びあすぼ」を運営するとともに、少年の更生に取り組む保護司の活動に対する支援を行う。また、区市町村における立ち直りの支援モデル事業を行う。	○非行少年立ち直り支援ワンストップセンター「びあすぼ」の運営：延べ相談人数 326人 ○少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会の運営：開催回数 2回 ○少年支援ガイドブックの作成・配布：作成部数 27,020部 ○区市町村青少年立ち直り支援モデル事業の実施：大田区及び八王子市に委託	○非行少年立ち直り支援ワンストップセンター「びあすぼ」の運営：延べ相談人数 476人 ○少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会の運営：開催回数 1回 ○少年支援ガイドブックの作成・配布：作成部数 26,120部 ○区市町村青少年立ち直り支援モデル事業の実施：大田区及び八王子市に委託		
				126	登校支援員活用事業	教育庁	退職した教員や警察官、民生委員・児童委員、教員志望の学生などを「登校支援員」として活用し、不登校が増加する中学生を中心に、登校時の家庭訪問や登校後の学習支援などを行う。	委託地区：5区市（足立区、江戸川区、立川市、福生市、昭島市） 登校支援員派遣校数：70校、派遣規模：各校 1日4時間×週3回×年間35週 登校支援員が、教員やスクールカウンセラーと連携しつつ、家庭訪問等を行うことで、児童・生徒の不登校状態の改善が図られた。	委託地区：10区市（杉並区、北区、足立区、江戸川区、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、福生市） 登校支援員派遣校数：102校、派遣規模：各校 1日4時間×週3回×年間35週 登校支援員が、教員やスクールカウンセラーと連携しつつ、家庭訪問等を行うことで、児童・生徒の不登校状態の改善が図られた。		
				127	スクールカウンセラーの配置	教育庁	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する人をスクールカウンセラーとして都内公立中学校全校に配置し、悩みをもつ児童・生徒等を支援する。	都内公立小学校132校、中学校全校（631校）、都立高等学校60校にスクールカウンセラーを配置し、各校の教育相談体制の充実等に役割を果たした。	都内公立小学校132校、中学校全校（635校）、都立高等学校60校にスクールカウンセラーを配置し、各校の教育相談体制の充実等に役割を果たした。		
				128	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁	臨床心理士等の専門家スタッフや学生等スタッフを学校に派遣し、不登校や集団不応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。	○専門家スタッフ 派遣件数 74件 派遣回数 312回 （緊急支援として派遣件数 3件、派遣回数 56回を含む） ○学生スタッフ 派遣件数 13件 派遣回数 207回	○専門家スタッフ 派遣件数 102件 派遣回数 363回 （緊急支援として派遣件数 14件、派遣回数 65回を含む） ○学生スタッフ 派遣件数 5件 派遣回数 140回		
				129	東京都教育相談センターのいじめ相談	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。	○24時間受付のいじめ相談ホットラインの継続実施 ○相談水準の維持・向上のための研修の実施 ・いじめ相談数 電話相談 1,226回 来所相談 6件 ・夜間帯（午後9時から翌朝午前9時まで）のいじめ電話相談数 425回	○24時間受付のいじめ相談ホットラインの継続実施 ○相談水準の維持・向上のための研修の実施 ・いじめ相談数 電話相談 1,308回 来所相談 5件 ・夜間帯（午後9時から翌朝午前9時まで）のいじめ電話相談数 418回		
		○		130	チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局	学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援する。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除される。	貸付決定件数 3,632件	貸付決定件数 7,237件		
		○		131	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業等）	産業労働局	○勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細やかなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。 ○社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりを進めるため、インターンシップの受入れなどを行う若者支援サポーター企業の組織化を図る。	○ヤングコーナー利用者数 新規：8,537人、再来：56,252人 ○就職者数 3,684人 ○登録企業数 426社	○ヤングコーナー利用者数 新規：9,110人、再来：58,966人 ○就職者数 4,184人 ○登録企業数 461社		
				132	公共職業訓練の実施	産業労働局	○職業能力開発センター等において、若年求職者に対し、職業に必要な技術や知識を習得させるために、概ね30歳以下を対象とした科目を設定し、職業訓練を行う。 ○非正規雇用者が、仕事と訓練の両立を図れるよう夜間を中心とした職業訓練を実施する。	入校 626人 修了 484人 注：対象科目は概ね30歳以下の方のための普通課程 入校は、H20年度2年コースの入校者及びH21年度1年コースの入校者の合計	入校 605人 修了 476人 注：対象科目は概ね30歳以下の方のための普通課程 入校は、H21年度2年コースの入校者及びH22年度1年コースの入校者の合計		
				133	ものづくり人材育成連携事業（ものづくり教育支援プログラム事業）	産業労働局	児童・生徒に「ものづくり」への興味を持たせるとともに、就業意識の向上を図るため、小・中学生や高校生を対象に、「ものづくり」の楽しさ・素晴らしさ・達成感を体験できる機会を提供する。	○夏休み工作教室 13コース 300名 ○こども技能塾 5コース 85名 ○高校生向け実習講座 27コース 177名	○夏休み工作教室 15コース 357名 ○こども技能塾 3コース 63名 ○高校生向け実習講座 40コース 220名		
				134	東京版デュアルシステム	教育庁	実践的な技能・技術を身に付けた人材育成を行うため、都立高校と企業が連携して行う新しい職業教育システムとして、企業における長期就業訓練等を行う。平成16年に開校した六郷工科高校で実施しており、卒業生の半数以上が協力企業に就職している。他の都立工業高校へは、平成23年度に2校、平成24年度に2校それぞれ導入することとしている。	○第6期生入学。 ○インターンシップ（1年次、10日間×3回）、長期就業訓練（2年次、2か月間）、長期就業訓練（3年次、前期2か月間、後期2か月間（選択））により、引き続きデュアルシステムを実施。 ○第4期生（卒業者のうち半数以上がデュアルシステム協力企業に就職）。 ○2年以上連続して生徒を受け入れた就業訓練先の協力企業に対して、企業表彰を行った（7社）。	○第7期生入学。 ○インターンシップ（1年次、5日間×2回）、長期就業訓練（2年次、前期1か月間、後期1か月間）、長期就業訓練（3年次、前期1か月間、後期1か月間）に変更し、引き続きデュアルシステムを実施。 ○第5期生（卒業者のうち就職者はデュアルシステム協力企業に就職）。 ○2年以上連続して生徒を受け入れた就業訓練先の協力企業に対して、企業表彰を行った（4社）。		

目標4 「特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する環境づくり」

(1) 児童虐待防止対策の推進

① 家庭支援機能等の強化

				再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組（*NO.9参照）	福祉保健局					
				再掲	子供家庭支援センター事業〈包括補助〉（*NO.1参照）	福祉保健局					

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>②地域の見守り体制の強化</b>											
				135	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局	児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していく。	○児童福祉司の定数増 159名→172名 児童福祉司の増員 ○専門機能の強化 ・子ども家庭総合センター 工事契約、三機関連携の検討 ・一時保護所の需要推計を検討し、墨田児童相談所の移転改築（一時保護所併設）、立川児童相談所一時保護所の移転改築を要求 ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施 ・区市町村支援を充実するために、子供家庭支援センター相談体制調査の実施 ・性的虐待における被害確認面接の実施 ○家族再統合のための援助事業の実施 ・家族カウンセリング利用 6家族、母親グループ利用	○専門機能の強化 ・子ども家庭総合センター 建設工事着手 ・墨田児童相談所の移転改築（一時保護所併設）実施設計、立川児童相談所一時保護所の移転改築実施設計 ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施 ○家族再統合のための援助事業の実施		
				136	家庭復帰支援の充実	福祉保健局	区市町村における施設退所後の児童に対するアフターケア機能を強化することにより、家庭復帰支援体制を充実させる。	49区市町（23区25市1町）において、先駆型子供家庭支援センター事業を実施	49区市町（23区25市1町）において、先駆型子供家庭支援センター事業を実施		
				137	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の充実などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。	電話相談実績 1,553件 専門員取扱件数 23件 メッセージダイヤル受付件数 2,136件	電話相談実績 2,217件 専門員取扱件数 44件 メッセージダイヤル受付件数 1,651件		
				再掲	先駆型子供家庭支援センター事業<包括補助>(*NO.2参照)	福祉保健局					
				再掲	子ども家庭総合センター（仮称）の整備(*NO.4参照)	福祉保健局					
<b>(2) 社会的養護を必要とする子供への取組</b>											
<b>①家庭的養護の推進</b>											
		○	○	138	養育家庭等の拡充	福祉保健局	○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発や養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。	○委託児童数 343人（平成22年3月末現在） （養育家庭委託児童数 343人 専門養育家庭委託児童数 0人） ○ファミリーホーム委託児童 46人（同上） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 27.6%	○委託児童数 366人（平成23年3月末現在） （養育家庭委託児童数 365人 専門養育家庭委託児童数 1人） ○ファミリーホーム委託児童 47人（同上） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 28.7%		
		○	○	139	養護児童グループホームの設置促進	福祉保健局	○児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 ○3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。	施設分園型：62か所 376人 地域小規模型：46か所 276人 グループケア地域型：8か所 48人 社会的養護に対する家庭的養護の割合 27.6%	施設分園型：59か所 358人 地域小規模型：52か所 312人 グループケア地域型：9か所 54人 社会的養護に対する家庭的養護の割合 28.7%		
<b>②施設機能の強化</b>											
				140	児童福祉施設の整備	福祉保健局	児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。	○児童養護施設の本園の整備 創設1件完了 改築1件 ○新規開設時の初度設備整備 グループホーム 16か所 （入所児童数(平成22年3月1日現在) 3,950人 小規模グループケア実施状況 70%)	○新規開設時の初度設備整備 グループホーム 9か所 （入所児童数(平成23年3月1日現在) 3,961人 小規模グループケア実施状況 81%)		
		○		141	専門的、治療的ケア体制の充実	福祉保健局	○虐待等により問題を抱える子供達へのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型指導養護施設の指定数を拡大する。 ○虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について検討を行う。	専門機能強化型児童養護施設 14か所 新たな治療的ケア施設の基本構想検討会 3回	専門機能強化型児童養護施設 34か所 新たな治療的ケア施設の基本構想検討会 2回		
		○		142	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局	多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。	研修カリキュラムの開発及び試行研修の実施 基幹的職員研修の実施	研修カリキュラムの開発及び試行研修の実施 基幹的職員研修の実施		
				143	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局	○自立するための援助が必要な施設退所者等に対し、相談・指導等を行う自立援助ホームを充実する。 ○再度の高校進学等、再出発の支援が必要な児童に対して、再チャレンジホームにおいて、生活指導・就学指導等を行う。 ○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供する。	○自立援助ホーム 18か所 ○再チャレンジホーム 1か所（モデル実施） ○ふらっとホーム 1か所	○自立援助ホーム 18か所 ○再チャレンジホーム 1か所（モデル実施） ○ふらっとホーム 1か所		
				144	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局	児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。	○児童入所中の支援 支援チームは施設を訪問し、児童との面接を実施する。併せて家庭訪問を行い、児童や保護者と自立に関する相談を進め信頼関係の構築を図ります。 ○児童退所後の支援 支援チームは、児童及び保護者に対して家庭訪問、通所指導等を実施し、生活の安定、児童の学業や仕事の継続等支援します。 ○26ケースを支援	○児童入所中の支援 支援チームは施設を訪問し、児童との面接を実施する。併せて家庭訪問を行い、児童や保護者と自立に関する相談を進め信頼関係の構築を図ります。 ○児童退所後の支援 支援チームは、児童及び保護者に対して家庭訪問、通所指導等を実施し、生活の安定、児童の学業や仕事の継続等支援します。 ○7ケースを支援		
				145	フレンドホーム事業	福祉保健局	児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。	登録家庭数 522家庭	登録家庭数 543家庭		
				146	自立生活スタート支援事業	福祉保健局	児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。	貸付決定件数 31件	貸付決定件数 36件		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>③被措置児童の権利擁護</b>											
				147	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局	「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。	被措置児童等虐待受理件数 31件 うち虐待に該当すると認められたもの 12件	被措置児童等虐待受理件数 23件 うち虐待に該当すると認められたもの 9件 ※受理件数のうち2件は現在も調査継続中 ※1件にて複数の児童の被害がある場合もあり		
<b>(3) ひとり親家庭の自立支援</b>											
<b>①ひとり親家庭の就業・自立支援</b>											
				148	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	福祉保健局	ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施する。	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談 2,119件 生活相談 795件） ○母子家庭及び専業主婦自立促進講習会（パソコン講習会 10回、受講者数 177人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数 5回、受講者数 187人）	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談 2,325件 生活相談 847件） ○母子家庭及び専業主婦自立促進講習会（パソコン講習会 10回、受講者数 186人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数 5回、受講者数 167人）		
		○		149	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進する。	62区市町村	62区市町村		
		○		150	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	福祉保健局	母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進する。	59区市町村（23区23市5町8村）	61区市町村（23区25市5町8村）		
				151	母子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う。	36区市（18区18市）	38区市（18区20市）		
				152	ひとり親家庭等就業コーディネーター事業	福祉保健局	ひとり親家庭に対して、就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行う。	—	相談件数 663人 就業人数 104人		
				153	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	福祉保健局	ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や相談支援を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行う。	—	訓練人数 60人（第1期生）		
			再掲		チャレンジ支援貸付事業（*NO.130参照）	福祉保健局					
				154	東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援する。	利用者数 新規：30,331人、再来：146,961人 就職者数 11,888人	利用者数 新規：31,852人、再来：148,255人 就職者数 14,782人		
				155	公共職業訓練の実施	産業労働局	職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。	入校 168人 修了 151人 就職 76人 ※就職は、訓練修了後3か月以内の実績	入校 138人 修了 119人 就職 62人 ※就職は、訓練修了後3か月以内の実績		
<b>②相談体制の整備</b>											
				156	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局	配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○ 専門員を中心とする電話相談、面接相談 ○ 子供の心のダメージの早期回復を図るための子ども広場事業 ○ DV被害者が自立した生活を築くための講座 ○ 外国人DV被害者支援のための通訳者向け研修及び研修修了者の派遣 ○ 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設整備等） ○ 区市町村における連携体制構築のためのリーダー的人材育成やDV相談支援センター機能整備に対する支援 等	○ DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 6,387件、法律相談・精神科医相談 各週1回 ○ 配偶者暴力被害回復のための子ども広場 計13回 ○ 自立支援講座 ところのサポート研修 16回、生活自立支援講座 32回、パソコン講座 16回 ○ 被害者自立支援民間人材育成 通訳養成講座カリキュラム及び活動支援策の検討 ○ DV防止等民間活動助成事業 助成対象件数 10件 ○ 配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネート研修 6回	○ DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 5,717件、法律相談・精神科医相談 各週1回 ○ 配偶者暴力被害回復のための子ども広場 計13回 ○ 自立支援講座 ところのサポート研修 14回、生活自立支援講座 30回、パソコン講座 18回 ○ 被害者自立支援民間人材育成 通訳者研修 6回 ○ DV防止等民間活動助成事業 助成対象件数 7件 ○ 配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネート研修 6回		
				157	母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）	福祉保健局	身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネーターなど総合的な支援力の向上を図る。	新任研修3回 現任研修3回	新任研修3回 現任研修3回		
				158	ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局	仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施する。	相談件数 1,094件	相談件数 1,028件		
				159	養育費相談事業	福祉保健局	ひとり親家庭の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応する。	電話相談 380件 専門相談 135件	電話相談 301件 専門相談 194件		
				160	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援相談事業	福祉保健局	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を図ることを目的とした広域的な専門相談を行う。	—	相談件数 164件		
<b>③子育て支援・生活の場の整備</b>											
				161	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局	家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。	26市	26市		
				162	母子生活支援施設の利用促進等	福祉保健局	老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。	環境改善 10施設	○ハード交付金 3施設（建替え） ○耐震化補助金 1施設（建替え） ○環境改善 13施設		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				163	婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等	福祉保健局	老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確認と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。	○女性相談センター（婦人相談所）（環境改善工事等） 相談室の洗面台設置等工事、保護所居室ミニキッチンの改修、冷却水・冷温水ポンプ等部品交換等工事、幼児用便器の設置工事、空気調和機部品交換等 ○都立婦人保護施設修繕（環境改善工事等） 遊具の安全、保育室の整備等 ○生活向上のための環境改善事業（婦人保護施設） 食品の安全対策、生活環境改善等	○女性相談センター（婦人相談所）環境改善事業等 ○生活向上のための環境改善事業（婦人保護施設） ○都立婦人保護施設空調設備改修・浴室等改修・屋上防水及び外壁改修工事 ○老朽民間社会福祉施設整備工事（耐震化）（婦人保護施設）		
				164	母子緊急一時保護事業 ＜包括補助＞	福祉保健局	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。	27区市（15区12市）	28区市（15区13市）		
				165	都営住宅の優先入居	都市整備局	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体） ○ポイント方式による募集 募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 割当て戸数 50戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体） ○ポイント方式による募集 募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 割当て戸数 52戸		
<b>④経済的支援</b>											
				166	児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付	福祉保健局	○母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類	①児童扶養手当 受給者数：77,428人（全部支給：42,920人 一部支給：34,508人） 対象児童数 115,011人 ②児童育成手当 受給者数：114,257人 対象児童数：164,990人 （育成手当：154,971人 障害手当：6,813人 育成＋障害：1,603人） ③母子福祉資金貸付 貸付実績：7,981件	①児童扶養手当 受給者数：82,894人（全部支給：46,435人 一部支給：36,459人） 対象児童数 122,640人 ②児童育成手当 受給者数：116,843人 対象児童数：168,782人 （育成手当：158,369人 障害手当：7,165人 育成＋障害：1,624人） ③母子福祉資金貸付 貸付実績：8,033件		
				167	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。	【市町村部のみ】 （金額） 1,103,176 千円 （対象者数） 58,759 人 （助成件数） 650,952 件	【市町村部のみ】 （金額） 999,034 千円 （対象者数） 54,629 人 （助成件数） 574,875 件		
			再掲		チャレンジ支援貸付事業 （*NO.130参照）	福祉保健局					
<b>(4) 障害児施策の充実</b>											
<b>①福祉・保健・医療の連携による支援</b>											
				168	ショートステイ事業	福祉保健局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。	事業者数：162か所（うち児童 77か所） 定員数：658名（うち児童 339名） （平成22年4月1日現在）	事業者数：183か所（うち児童 86か所） 定員数：716名（うち児童 362名） （平成23年4月1日現在）		
				169	児童デイサービス事業	福祉保健局	障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行う。	64か所（平成22年4月1日現在）	85か所（平成23年4月1日現在）		
	一部新			170	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局	○発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。	○発達障害者支援開発事業 企画・推進委員会の開催、発達障害者支援マネージャーの配置、発達障害者支援モデル事業の実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,939件、発達支援 29件、就労支援 513件、講演会等 5回開催、連絡協議会 0回開催	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、講習会の実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 21区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 3,556件、発達支援 41件、就労支援 391件、講演会等 4回開催、連絡協議会 1回開催		
				171	障害児等療育支援事業	福祉保健局	在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ①在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。 ②在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。 ③施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。	8施設 都立 3施設 民間 5施設	8施設 都立 3施設 民間 5施設		
	一部新			172	重症心身障害児（者）への支援の充実	福祉保健局	在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。 ①重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問事業） 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護ステーションの拡充、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。 ②短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。	在宅重症心身障害児（者）訪問看護 実人員：437人、延人員：12,259人	①重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問事業） 訪問看護（訪問看護 延10,947件 他）、相談事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 ②短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 短期入所受入促進員 4施設（延利用者数5,411人）、通所受入促進員 5施設（延利用者数13,051人）		
<b>②特別支援教育の展開</b>											
				173	知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	教育庁	知的障害が軽い生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とした特別支援学校高等部を設置する。	永福学園 肢体不自由教育部門 開課程 永福学園 知的障害教育部門 第1期卒業生輩出（平成22年3月） 青峰学園 開校 南多摩地区学園養護学校（仮称）開設準備室設置（22年度開校） 南多摩地区学園養護学校（仮称）増築・改修工事	永福学園 知的障害教育部門 第2期卒業生輩出（平成23年3月） 南大沢学園 開校		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				174	特別支援学校における就労支援	教育庁	障害のある児童・生徒が活動する喜びや働く喜びなどが体験できるよう、小・中学部段階からのキャリア教育を充実するとともに、新たに構築した就労支援のしくみを活用して、企業就労を推進する。	(知的障害部門) 21年度の技能検定は、長期休業中を利用して、清掃技能検定と喫茶接客サービス技能検定を行った。	(肢体不自由部門) 「肢体不自由特別支援学校キャリア教育推進委員会」報告書として、「肢体不自由特別支援学校におけるキャリア教育の充実」を作成し、全肢体不自由特別支援学校の教員に配布。肢体不自由教育におけるキャリア教育の視点を示すとともに、キャリア教育の全体計画の作成による準ずる課程充実の方向性を示した。  (知的障害部門) 研究成果として「夢と可能性を実現につなげるキャリア教育～パソコン入力検定マニュアル・喫茶接客サービス指導マニュアル～」を作成し、清掃・パソコン入力・喫茶接客サービスの3技能検定を実施した。		
				175	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	教員の業務、指導体制を見直し、役割を明確にするとともに、児童・生徒の介護等に関わる業務に外部の専門家を活用し、教員と外部人材がチームで対応する都独自の指導体制を構築する。	新規開校都立永福学園及び都立青峰学園の両校に民間事業者、NPOの協力を得て介護の専門家を試行導入した。	21年度に引き続き2校で実施し、2校での導入の成果及び課題を検証し、検証委員会報告をまとめた。		
				176	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	各特別支援学校は、それぞれの専門性を生かした幼稚園、小・中学校等への支援や幼稚園、小・中学校等の特別支援教育に関する相談・情報提供等を実施し、地域におけるセンター的機能を発揮する。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)47校で実施	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)47校で実施		
				177	都立高等学校等における特別支援教育の充実	教育庁	都立高等学校において、校内の特別支援教育に関する委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名する。また、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣する。	〇高等学校における発達障害のある生徒の支援策等を検討するとともに、高等学校における特別支援教育の推進を図った。報告会を開催するとともに、平成22年1月にリーフレット「高等学校における特別支援教育の充実」を作成、配布した。 〇チャレンジスクール、エンカレッジスクール、昼夜間定時制を中心に高等学校11校へ心理の専門家の派遣を実施した。	〇発達障害に支援にかかわる研究協議会一特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する委員会の設置100%実施。リーフレット「高等学校における特別支援教育の充実」作成・配布。 〇チャレンジスクール、エンカレッジスクール、昼夜間定時制を中心に高等学校11校へ心理の専門家の派遣を実施した。		
				178	副籍制度の充実	教育庁	区市町村に導入した副籍制度について、その制度の意義の理解と定着を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進める。	全都立特別支援学校において、交流及び共同学習の実施及び小・中学部での副籍制度の推進	全都立特別支援学校において、交流及び共同学習の実施及び副籍制度の推進		
				179	教育開発委員会(特別支援学級)	教育庁	学習指導要領は、基礎的な内容の確実な習得を図り、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとする。そのねらいを実現するため、現在の学校教育の課題となっている個に応じた指導と評価の在り方に焦点をあて、研究開発を行う。	特別支援学級(固定学級)では、発達段階に応じた望ましい職業観・勤労観を育成し、主体的な取組を支援するキャリア教育の在り方についての研究開発を行う。 また、通級指導学級では、発達障害等に配慮した自立活動の在り方について、指導内容・方法の研究開発を行う。	学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学級(固定学級・通級指導学級)の教育課程編成の手引に記載する内容の研究・整理を行った。		
				180	特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解・教育の充実、発達障害等の理解と支援の充実	教育庁	特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育を一層充実するため、特別支援学校が教員の専門性や施設・設備を生かした地域支援の特別支援教育のセンターとしての役割が果たせるシステムを構築するとともに、交流及び共同学習の推進を図る。	〇特別支援学校の地域におけるセンター的機能の発揮とネットワークの構築 〇推進校全校における交流及び共同学習の実施及び副籍制度の推進 〇障害等のある児童・生徒の理解と支援に関する研修会の開催 〇特別支援教育の視点で行う通常の学級の授業改善に関する研修会の開催 〇特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解推進事業の実施(11月28日)	〇「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」要項の作成 〇交流教育指定校及び教育相談員の氏名を調査 〇理解教育充実事業説明会の実施(研修センター視聴覚ホール) 〇学校経営支援センターへの理解推進事業(イベント)の企画案の集約と予算配布 〇実績報告書及びリーフレット等の集約 〇副籍制度を活用した交流活動実施報告書の集約・分析 〇平成22年度特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育充実事業の実績報告の集約		
				181	民間活力との連携による就労支援	教育庁	特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。	都立特別支援学校生徒の雇用先及び現場実習先企業の開拓業務委託の実施(訪問実績 2,496社)	〇都立特別支援学校生徒の雇用先及び現場実習先企業の開拓業務委託の実施(訪問実績 2,496社) 〇就労支援アドバイザー 20人		
				182	教育課程改善委員会の設置	教育庁	中高一貫型ろう学校、知的障害が軽い生徒のための特別支援学校など新たなタイプの学校の設置等に備えるため、個別的教育支援計画の作成・実施に向けた、専門的かつ弾力的な教育課程のあり方、指導計画の作成に関する研究を行う。	新学習指導要領に基づいた東京都立特別支援学校教育課程編成基準・資料を作成する委員会を6部会と、教育課題に対応した委員会を3部会設置する。その委員会において、新学習指導要領に対応した教育課程についての研究開発(自閉症教育、障害が重い児童・生徒の教育、キャリア教育)と、特別支援教育推進計画に基づいた教育課題についての研究開発を行う。	〇小・中学校から都立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)への通級による指導実施 〇知的障害特別支援学校において「自閉症学級」100%設置。小学部自閉症学級の指導書「社会性の学習」の研究・開発 〇肢体不自由特別支援学校での自立活動において、外部の専門家(PT・OT・ST等)を導入 〇知的障害特別支援学校高等部普通科において、類型化を推進 〇障害の重い児童・生徒に対する小・中・高等部一貫した教育の指標として、「学習習得状況把握表」を全ての肢体不自由特別支援学校に導入 〇副籍制度に基づく交流及び共同学習等の充実		
<b>③私立学校への支援</b>											
				183	私立特別支援学校等経常費補助	生活文化局	私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。	112校	126校		
				184	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	生活文化局	私立幼稚園における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。	138園	135園		
<b>目標5 「子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり」</b>											
<b>(1) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>											
<b>①犯罪等の被害防止</b>											
				185	地域安全マップづくり推進事業	青少年・治安対策本部	子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図る。	〇地域安全マップ専科：4回(豊島区、八王子市、板橋区、足立区) 〇マップ研修会(教員向け)：2回(府中市、立正大学) 〇公開モデル授業：3回(杉並区立永福小学校、豊島区立朋有小学校、西東京市立保谷第二小学校) 〇地域安全マップ作製指導員の派遣：30件、延べ41人派遣	〇地域安全マップ専科：4回(八王子市、文京区、板橋区、墨田区) 〇マップ研修会(教員向け)：2回(ハルデノン多摩、立正大学) 〇公開モデル授業：4回(東村山市立萩山小学校、板橋区立志村小学校、品川区立立会小学校、都立立川ろう学校) 〇地域安全マップ作製指導員の派遣：27件、延べ43人派遣 〇指導マニュアル・DVD作成：マニュアル60,000部、DVD 2,000枚		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破通し番号	重点戦略通し番号
	★	新		186	子供見守りボランティアリーダー育成講座の実施	青少年・治安対策本部	子供を見守るボランティア活動のリーダーを育成し、地域における活動の一層の推進を図る。	—	○11月6日から2月19日まで 子供見守りボランティアリーダー育成講座を全8日間実施した。 ○18区市(13区5市)から63人が受講した。 ○講座の内容をまとめたハンドブックを60,000冊作成。各区市町村教育委員会、都内区市町村立・私立・国立小学校、都内特別支援学校、都内防犯ボランティア団体、道庁県政令市教育委員会、道庁県警察本部に配布した。	33	
				187	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	学校と家庭や地域社会、関係諸機関と連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。	○平成21年度も全公立学校で実施。 ○実施内容 ①飲酒・喫煙防止 ②薬物乱用防止 ③万引き防止 ④連れ去り・性被害防止 ⑤インターネット・携帯電話等にかかわるハイテク犯罪防止 等	○平成22年度も全公立学校で実施。 ○実施内容 ①飲酒・喫煙防止 ②薬物乱用防止 ③万引き防止 ④連れ去り・性被害防止 ⑤インターネット・携帯電話等にかかわるハイテク犯罪防止 ⑥暴力行為防止 等		
				188	防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。	小・中学校、高校、保育園、幼稚園における防犯教室の実施回数 3,758回	小・中学校、高校、保育園、幼稚園における防犯教室の実施回数 3,776回 年少者向け被害防止ビデオ「いかのおすしものがたり」を製作し、防犯教室等で活用		
				189	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。	警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信 (3,626回)	警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信 (5,602回)		
				190	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実する。 ○活動マニュアルの作成、配布	「子ども110番の家」活動マニュアルの作成 新規活動団体、企業等に対する活動指導	「子ども110番の家」活動マニュアルの作成 新規活動団体、企業等に対する活動指導		
				再掲	スクールサポーター制度 (*NO.98参照)	警視庁					
②子供を取り巻く環境対策											
				191	青少年の健全な育成に関する条例の運用	青少年・治安対策本部	青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、ビデオテープ) ○立入調査(書店、コンビニ等図書販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成成功者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勧奨の努力義務等(平成17年3月改正)) ○青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ○青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) ○携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勧奨の努力義務(平成19年3月改正)	○東京都青少年健全育成審議会の運営 年12回開催 優良映画の推奨 5本、不健全図書の指定 32冊 ○青少年健全育成条例の運用 立入調査等 (書店・コンビニ等図書販売店238店、ビデオ店37店、深夜ポウリング場4館、古物商33店、カラオケボックス56店、まんが喫茶・インターネットカフェ94店、雑誌等自動販売機調査 168台) ・青少年健全育成成功者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈 (青少年健全育成成功者等 73人・7団体、感謝状贈呈 84人・6団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数863人、調査店舗数 9,014店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営 年11回開催 優良映画の推奨 3本、不健全図書の指定 29冊 ○青少年健全育成条例の運用 立入調査等 (書店・コンビニ等図書販売店147店、ビデオ店40店、深夜ポウリング場5館、古物商41店、カラオケボックス14店、まんが喫茶・インターネットカフェ30店、雑誌等自動販売機調査 254台) ・青少年健全育成成功者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈 (青少年健全育成成功者等 70人・10団体、感謝状贈呈 84人・6団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数836人、調査店舗数 8,897店)		
	○			192	インターネットの利用環境の整備	青少年・治安対策本部	インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭のルール作りを支援する講座等を開催する。	○出前講演会の開催 31回(累計 44回、累計参加者数 6,000人) ○ファミリールール講座の開催 32回(累計 93回、累計参加者数 3,827人) ○eメディアリーダー養成講座の開催 1回(累計 3回) 養成数 28人(累計 62人) ○ファミリーリーダー養成講座の開催 4回(累計 14回) 養成数 149人(累計 388人)	○出前講演会の開催 172回(累計 216回、累計参加者数 30,687人) ○ファミリールール講座の開催 39回(累計 132回、累計参加者数 5,592人) ○eメディアリーダー養成講座の開催 2回(累計 5回) 養成数 62人(累計 124人) ○ファミリーリーダー養成講座の開催 2回(累計 16回) 養成数 45人(累計 433人)		
	○			193	ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用	青少年・治安対策本部	青少年有害情報に関するトラブルの相談などとともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営する。また、トラブル情報について事業者と情報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用する。	相談件数 542件(平成21年7月8日から平成22年3月31日まで)	相談件数 2,078件(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)		
	新			194	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	教育庁	児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施する。 ○都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行う。 ○有害情報から子供を守るための対策検討委員会において、具体的な対策を検討する。 ○「インターネット等の適正な利用に関するリーフレット」を作成し、小学校3、4年生及び中学校1年生全員に配布する。 ○児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行う。	○学校非公式サイト等の監視 検出した不適切な書き込み 13,955件(リスクレベル高0件、中351件、低13,604件) 削除率 リスクレベル中31.9%、低6.1% ○児童・生徒用リーフレット 小学5年、中学1年生全員に配布 ○有害情報から子供を守るための対策検討委員会	○学校非公式サイト等の監視(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 検出した不適切な書き込み 12,433件(リスクレベル高0件、中114件、低12,319件) 削除率 リスクレベル中61.4%、低22.3% ○児童・生徒用リーフレット 小学4・5年、中学1年生全員に配布 ○インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・同活用の手引を都内全公立学校に配布 ○インターネット・携帯電話利用に関する実態調査 ○有害情報から子供を守るための対策検討委員会		
	新			195	学校における安全教育的推進	教育庁	幼児・児童・生徒が身に付ける「必ず指導する基本的事項」を具体的に示し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域を総合的に扱った「安全教育プログラム」を、安全教育推進校をはじめ、都内の全公立学校で児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画に沿って実践し、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。	【安全教育プログラム】 都内公立学校全教職員に配布(平成22年3月)68,000部 年間を通じてすべての学校で「生活安全」「交通安全」「災害安全」を統合した安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例等を掲載 特徴①「必ず指導する基本的事項」 特徴②総合的な年間指導計画 特徴③指導方法の改善(日常的・定期的な安全指導、特設する安全学習) 【安全教育推進校】12校(幼1、小・中各3、高4、特支1) 「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成	【安全教育プログラム】 都内公立学校全教職員に配布(平成23年3月)66,000部 年間を通じてすべての学校で「生活安全」「交通安全」「災害安全」の領域にわたり総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例等 特徴①「必ず指導する基本的事項」 特徴②総合的な年間指導計画 特徴③指導方法の改善(日常的・定期的な安全指導、特設する安全学習) 【安全教育推進校】12校(幼1、小・中各3、高4、特支1) 「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成		
				196	薬物乱用防止対策の強化	福祉保健局	○平成18年の改正薬事法に基づき、国と連携して大臣指定薬物の市場からの排除に努める。 ○流通、使用実態調査により未規制薬物を早期に発見し、法や条例に基づき迅速な対応を図る。 ○植物系ドラッグについても鑑別手法等の先駆的研究を推進し規制強化を図る。	都で発見した未規制薬物について、薬事法規制に向けた検討のための情報提供を国に対し行った。(11物質) 情報提供した物質は、薬事法指定薬物として規制された。 また、医療機関の協力を得て、患者の尿などの分析から乱用されている未規制薬物の情報を収集し、調査研究に活用した。 ・試買調査：110品目(指定薬物検出：1品目)	都で発見した未規制薬物について、薬事法規制に向けた検討のための情報提供を国に対し行った。(7物質) また、医療機関の協力を得て、患者の尿などの分析から乱用されている未規制薬物の情報を収集し、調査研究に活用した。 ・試買調査：120品目(指定薬物検出：3品目)		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>(2) 子供の安全を確保するための取組の推進</b>											
				197	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁 青少年・治安対策本部	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 (警視庁、青少年・治安対策本部) ○チャイルドシート着用講習会を実施するとともに、区市町村、官公署、学校、団体等を対象とするシートベルト体験車貸出事業を行い、チャイルドシートの着用推進を図る。	春・秋の前項交通安全運動において「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を重点として推進したほか、あらゆる機会を通じて交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。  シートベルト体験車の貸出 貸出実績 利用回数 75回 利用者数 9,860人	春・秋の前項交通安全運動において「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を重点として推進したほか、あらゆる機会を通じて交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。  シートベルト体験車の貸出 貸出実績 利用回数 91回 利用者数 9,974人		
☆				198	幼児2人同乗自転車の導入促進(普及啓発)	青少年・治安対策本部	区市町村や関係機関と連携し、幼児2人同乗自転車のルール・マナーの啓発を行う。	○啓発用リーフレット作成・配布 リーフレット作成・配布 42万部 ○親子自転車安全教室 3回開催 参加者：親子65組 136人	○啓発用リーフレット作成・配布 リーフレット作成・配布 54万部 ○子育て世代向け雑誌掲載 1誌掲載 ○親子自転車安全教室 10回開催 参加者：親子327組 683人	34	
				199	幹線道路ネットワークの整備	建設局	渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、すべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実によって、交通環境の向上を図る。	都内の都市計画道路の整備状況 完成率：58.6% (区部60.1%、多摩部56.6%) (平成22年3月31日現在 都市整備局作成)	継続して整備中		
				200	連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除去する。	○JR中央線や京急本線・空港線など、7路線8か所で事業を実施。 ○平成21年12月に、JR中央線(三鷹駅～国分寺駅間)を高架化し、13か所の踏切を除去。 ○本事業により、平成21年度末までに311か所の踏切を除去。	○JR中央線や京急本線・空港線など、7路線8か所で事業を実施。 ○京浜急行本線の環状第8号線付近を高架化し、4か所の踏切を除去。 ○平成22年11月に、JR中央線(西国分寺駅～立川駅間)を高架化し、5か所の踏切を除去。 ○本事業により、平成22年度末までに320か所の踏切を除去。		
				201	高校生用交通安全教育資料など	教育庁	都立高校の生徒の交通安全意識を高めるために、春と秋の全国交通安全運動に合わせて、交通安全のパンフレットを作成・配布する。 また、前年度に発生した都立高校の生徒の交通事故を調査・分析し、その原因や学校生活への影響等を研究した成果を掲載した交通安全資料「指導事例集」を作成し、生徒への指導に有効に活用する。	○交通安全パンフレット(春の交通安全運動期間中) 52,500部作成。都立高等学校第1学年生徒に配布。 ○交通安全パンフレット(秋の交通安全運動期間中) 原稿を電子データで各都立学校へ送り、学校で全校生徒に増刷し配布 ○東京都高等学校交通安全教育指導事例集第2集 500部作成。都立高等学校配布	○交通安全パンフレット(春の交通安全運動期間中) 52,500部作成。都立高等学校第1学年生徒に配布。 ○交通安全パンフレット(秋の交通安全運動期間中) 原稿を電子データで各都立学校へ送り、学校で全校生徒に増刷し配布。 ○東京都高等学校交通安全教育指導事例集第2集 500部作成。都立高等学校配布。		
				202	交通安全教育の普及促進	警視庁	子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。	交通安全教育実施状況 ○幼児等 115,228人 ○小学生 391,000人 ○中学生 72,096人 ○高校生 62,555人 ※実施人数は、交通教室、自転車教室、講習会等の合計である。	交通安全教育実施状況 ○幼児等 110,561人 ○小学生 339,044人 ○中学生 74,860人 ○高校生 57,988人 ※実施人数は、交通教室、自転車教室、講習会等の合計である。		
		○		203	信号機の導入・整備	警視庁	○近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止する(歩車分離式信号機の導入)。 ○近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進する(歩行者感知式信号機等の整備)。	(歩車分離式信号機の導入) 208か所(年度中63か所整備)  (歩行者感知式信号機等の整備) けやき坂下(港区)を含む20か所に整備	(歩車分離式信号機の導入) 255か所(年度中47か所整備)  (歩行者感知式信号機等の整備) 根津小学校入口(台東区)を含む29か所に整備		
				204	あんしん歩行エリアの整備	警視庁	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、指定を受けた都内29地区において、公安委員会と道路管理者が連携して、交通規制の見直しや交通安全施設の整備等、交通事故防止対策を集中的に行う。	○交通規制の見直し 124件 (横断歩道48、一時停止20、指定方向外通行禁止19、自転車横断帯10、その他27) ○標識の超高輝度化 普通標識 1,500枚	○交通規制の見直し 247件 (横断歩道111、一時停止20、指定方向外通行禁止36、自転車横断帯52、その他28) ○標識の超高輝度化 普通標識 1,500枚 大型標識 19本		
				205	自転車の安全利用の推進	警視庁 青少年・治安対策本部	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教室を実施し規範意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。 (警視庁、青少年・治安対策本部) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策及び幼児用ヘルメットの着用促進を図る。	自転車教室実施状況 ○幼児等 1,565人 ○小学生 145,809人 ○中学生 51,451人 ○高校生 19,848人 ○女性(保護者) 8,824人  ○啓発用リーフレット作成・配布 リーフレット作成・配布 42万部 ○親子自転車安全教室 3回開催 参加者：親子65組 136人	自転車教室実施状況 ○幼児等 3,563人 ○小学生 133,160人 ○中学生 55,492人 ○高校生 25,234人 ○女性(保護者) 9,329人  ○啓発用リーフレット作成・配布 リーフレット作成・配布 54万部 ○子育て世代向け雑誌掲載 1誌掲載 ○親子自転車安全教室 10回開催 参加者：親子327組 683人		
				206	くらしの安全情報サイトの運営	生活文化局	商品・サービスに関する「危害・危険情報」や「注意喚起情報」の収集・提供、消費者からの事故情報や危険体験の通報、事業者からの商品回収情報の受付などをネット上で行う。	従来の情報収集及び提供のほかに以下の内容について情報提供を行う。 ○子供に対するライターの安全対策(東京都商品等安全対策協議会協議事項) ○幼児の身の回りのヒヤリ・ハット体験の調査結果(注意喚起)	従来の情報収集及び提供のほかに以下の内容について情報提供を行う。 ○子供に対するライターの安全対策の取組・注意喚起 ○子供に対する医薬品容器の安全対策(東京都商品等安全対策協議会協議事項) ○乳幼児の誤飲によるヒヤリ・ハット体験の調査結果(注意喚起) ○子供用を中心としたサングラス・スイミングゴーグルについての調査結果(注意喚起)		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
<b>(3) 良質な住宅と居住環境の確保</b>											
		○		207	子育てに配慮した住宅の技術指針の作成	都市整備局	住戸の広さやバリアフリー化、事故防止の配慮など、子育てに配慮した住宅の技術指針を作成し、都民や住宅供給事業者に対してその普及を図る。	○先行事例の収集・内容分析・意見交換 ○ガイドブックの作成	ガイドブックの公表		38
				208	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体） ○ポイント方式による募集 募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 割当て戸数 50戸 ○多子世帯向け期限付き入居制度 募集戸数 60戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体） ○ポイント方式による募集 募集戸数 2,580戸（ポイント方式募集全体） ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 割当て戸数 52戸 ○多子世帯向け期限付き入居制度 募集戸数 60戸		40
	☆			209	若年ファミリー世帯への入居機会の拡大	都市整備局	入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大する。	○若年ファミリー世帯向け期限付入居制度 募集戸数 940戸 ○若年ファミリー世帯向け募集（期限なし） 募集戸数 50戸	○若年ファミリー世帯向け期限付入居制度 募集戸数 1,240戸 ○若年ファミリー世帯向け募集（期限なし） 募集戸数 50戸	30	41
		○		210	東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局	東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の抽選方式募集において、子育て世帯を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍優遇するとともに、あき家先着順募集においては子育て世帯が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定する。	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 募集戸数304戸（子育て世帯149世帯が当選） ○定期あき家募集における当選倍率の優遇 募集戸数152戸（子育て世帯93世帯が当選）	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 募集戸数80戸（子育て世帯47世帯が当選） ○定期あき家募集における当選倍率の優遇 募集戸数121戸（子育て世帯55世帯が当選） ○あき家先着順募集における優先申込み 募集戸数279戸（子育て世帯87世帯が成約）		42
				211	子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選）	都市整備局	都営住宅における、小学校就学前の子どものいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体）	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 募集戸数 3,000戸（世帯向け募集全体）		44
				212	都民住宅における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局	民間活用型の都民住宅の空家を活用して、小学校卒業前の子供のいる世帯で収入月額20万円未満の世帯が5年以内の定期借家契約で入居する場合に、4万円以内の家賃減額補助を行う。	入居 102戸	入居 198戸		
				213	地域開発整備事業	都市整備局	都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。	○高砂四丁目団地 保育所 848.30㎡ ○南水元三丁目団地 保育所 789.80㎡	○竹の塚六丁目団地 保育所 958.16㎡ ○王子本町三丁目団地 保育所 812.77㎡ ○下連雀七丁目第3団地 保育所 685.52㎡ ○白鷺一丁目第3団地 地域集会所 202.89㎡		
				214	都市居住再生促進事業	都市整備局	都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替などを行う区市町などに対し、都が事業費の一部を補助する。	事業実施地区 9地区	事業実施地区 9地区		
	★	新		215	子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業	都市整備局	子供の安全の確保や保育施設との連携等に配慮した子育て世帯向けの優良な賃貸住宅を平成22年度から3年間モデル的に供給するとともに、その成果を踏まえ、区市町村を主体とした供給、あるいは民間市場における供給拡大等を促進する。	—	○10月6日 事業実施方針公表 ○12月22日 第1回事業者募集要項公表 ○2月28日 第1回事業者募集締め切り 【参考】平成23年5月17日 事業予定者発表	31	
				216	シックハウス対策	福祉保健局	化学物質による子どもの健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」などにおいて、関係局が連携し、「化学物質の子どもガイドライン」（室内空気編）を活用した室内環境保健対策を推進する。	○区市町村保育担当者会におけるガイドラインの周知及び子育て支援基盤整備包括補助事業を活用した化学物質測定の実施促進に関する説明（平成21年6月26日 163名） ○保育園等区市町村の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成21年度 化学物質の少ない室内環境づくりに関する講演会」の開催（平成21年7月3日 124名） ○庁内連絡会議開催（平成22年3月30日 厚生労働省のシックハウス担当者連絡会の内容等）	○区市町村保育担当者会におけるガイドラインの周知及び子育て支援基盤整備包括補助事業を活用した化学物質測定の実施促進に関する説明（平成22年6月15日 175名） ○保育園等区市町村の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成22年度 化学物質の少ない室内環境づくりに関する講演会」の開催（平成22年6月23日 106名） ○子供施設の室内化学物質実態調査を行い、その結果により化学物質低減の普及啓発を推進する（実態調査3施設）		
<b>(4) 安心して外出できる環境の整備</b>											
<b>①子育てを楽しむ環境整備</b>											
		○	○	217	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進める。	整備か所数：495か所（計581か所）	整備か所数：234か所（計815か所）		28
				218	水辺空間の魅力向上	建設局	○子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 ○「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。	隅田川など、スーパー堤防を整備（計21地区）の概成 中川、乞田川、呑川など6haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備（計22地区）の概成 中川、呑川など6haを緑化		37
	★	新		219	安心して自由な子供の遊び場の整備	建設局	子供が安心して自由に遊べる場を都立公園に整備する。	—	○「わくわく広場」 2公園（城北中央公園、小金井公園）整備	35	
				220	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。	和田堀公園外1.7公園を新規整備 新規開園面積30ha	城北中央公園外2.1公園を新規整備 新規開園面積30ha		

施策の体系	少子化打破	実P	数値目標	計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	少子化打破 通し番号	重点戦略 通し番号
				221	バリアフリー新法に係る調整業務	都市整備局	バリアフリー基本構想の策定にあたり、区市町村に対し、その策定費の一部を補助する。また、基本構想等の作成等について、ノウハウの提供等必要な協力をを行い、地域のバリアフリー化を推進する。	○説明会等を通じ、区市町村に基本構想の作成を促す。 ○基本構想作成費補助事業を実施（3地区） ○「バリアフリー基本構想」を作成した区市町村の数 23区市（15区8市）	○説明会等を通じ、区市町村に基本構想の作成を促す。 ○基本構想作成費補助事業を実施（4地区） ○「バリアフリー基本構想」を作成した区市町村の数 26区市（17区9市）		33
		○		222	ユニバーサルデザイン整備促進事業	福祉保健局	地域において、すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する新たな課題に取り組み、先駆的な福祉のまちづくりを実現しようとする区市町村の取組を支援する。	○ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 〔継続地区：8地区〕 期間：平成19年度～平成21年度（6地区） ①豊島区②練馬区③葛飾区④八王子市⑤日野市⑥町田市 期間：平成20年度～平成22年度（2地区） ①千代田区②立川市 〔新規指定地区：3地区〕 期間：平成21年度～平成23年度 ①足立区②小平市③日野市 ○とうきょうトイレ整備事業（5区4市17地区指定） ①新宿区②墨田区③大田区④板橋区⑤練馬区⑥八王子市⑦青梅市⑧東大和市⑨日野市	○ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 〔継続地区：5地区〕 期間：平成20年度～平成22年度（2地区） ①千代田区②立川市 期間：平成21年度～平成23年度（3地区） ①足立区②小平市③日野市 〔新規指定地区：2地区〕期間：平成22年度～平成24年度 ①港区②世田谷区 ○とうきょうトイレ整備事業（6区1市10地区指定） ①新宿区②中央区③墨田区④大田区⑤豊島区⑥板橋区⑦青梅市		34
		○		223	鉄道駅エレベーター等整備事業	福祉保健局	鉄道駅における円滑な移動経路を確保するため、エレベーター等を整備する事業者に対する区市町村の取組を支援する。（交通局・東京メトロを除く）	補助実績 13駅 〈参考〉208駅（事業開始からの各年度の補助実績合計）	補助実績 21駅 〈参考〉229駅（事業開始からの各年度の補助実績の合計）		31
		○		224	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	福祉保健局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。	補助実績 233両 〈参考〉2,903両（事業開始からの各年度の補助実績合計）	補助実績 177両 〈参考〉3,080両（事業開始からの各年度の補助実績合計）		30
		○		225	道路のバリアフリー化	建設局	駅、公共施設、病院を結ぶ都道のバリアフリー化を推進する。	平成21年度までに229km完成 （5km整備）	平成22年度までに241km完成 （12km整備）		36
				226	歩道の整備・改善	建設局	バリアフリーに対応した歩道の整備を推進し、歩行者等を交通事故から守るとともに、快適な歩行空間の形成を図る。また、現道の補修に併せ、歩道の幅や電柱の移設、段差・勾配の改善により、歩行空間の確保・改善を行う。	○歩道整備の整備済延長 1,476km ○歩道改善の整備済延長 176km	○歩道整備の整備済延長 1,478km ○歩道改善の整備済延長 193km		
		○	○	227	駅施設のバリアフリー化（エレベーターの設置）	交通局	都営地下鉄の駅を、すべての人が円滑に利用できるように、エレベーター等によりホームから地上まで1ルートを確保し、バリアフリー化を推進する。	1ルート確保駅数：3駅 累計：89駅/106駅	1ルート確保駅数：7駅 累計：96駅/106駅		32
		○	○	228	ノンステップバスの導入	交通局	誰もが乗り降りしやすいように、更新するバス車両は、すべてノンステップバスとする。	ノンステップバス：104両導入 総計：1,287両 ノンステップバス導入率：88%（全路線バス：1,464両）	ノンステップバス：105両導入 総計：1,376両 ノンステップバス導入率：94%（全路線バス：1,462両）		29
				229	マタニティマークの普及への協力	交通局	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う（平成18年度より開始）。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出		
<b>②子育てを楽しむ気運醸成</b>											
				再掲	子育て応援とうきょう会議の運営（*NO.64参照）	福祉保健局					51 52

		○	3 関連	子育てひろば（地域子育て支援拠点）の整備	福祉保健局		688か所	735か所
		○		センター型子育てひろば（地域子育て支援拠点）の整備	福祉保健局		29区市（16区13市）	31区市（16区15市）
		○	140 関連	入所等児童数	福祉保健局		3,950人（平成22年3月1日現在）	3,961人（平成23年3月1日現在）
		○		小規模グループケア実施	福祉保健局		70%	81%